

新湊信金ディスクロージャー誌 (平成30年3月末)

新湊信用金庫の現況 2018



新湊信用金庫

目次

| | |
|-----------------------------|-------|
| ■ ごあいさつ | 1 |
| ■ 組織・役員一覧 | 2 |
| ■ 営業区域・店舗のご案内 | 3 |
| ■ 主要な事業の内容 | 4 |
| ■ 事業の概況 | 5 |
| ■ 事業の状況を示す指標 | 6～10 |
| ■ リスク管理の体制 | 11 |
| ■ 法令等遵守の体制 | 12 |
| ■ 金融A D R制度への対応 | 12 |
| ■ 顧客保護等管理方針 | 13 |
| ■ 反社会的勢力に対する基本方針 | 13 |
| ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化への取組み状況 | 14～15 |
| ■ 財務諸表 | |
| 1. 貸借対照表 | 16～20 |
| 2. 損益計算書 | 21 |
| 3. 剰余金処分計算書 | 21 |
| ■ 財務諸表の正確性・内部監査の有効性 | 21 |
| ■ リスク管理債権及び保全状況 | 22 |
| ■ 金融再生法開示債権及び保全状況 | 23 |
| ■ 有価証券の時価情報等 | 24 |
| ■ 貸倒引当金、貸出金償却状況 | 25 |
| ■ 報酬等に関する事項 | 26 |
| ■ 自己資本の充実の状況 | |
| 定量的な開示事項 | 27～33 |
| 定性的な開示事項 | 34～36 |
| ■ 総代会について | |
| 1. 総代会制度について | 37 |
| 2. 総代とその選任方法 | 38 |
| 3. 第95期通常総代会の決議事項 | 38 |
| 4. 総代会に係る開示充実に関する施策について | 39 |
| ■ 地域貢献活動について | 40～41 |
| ■ 預金商品のご案内 | 42 |
| ■ 融資商品のご案内 | 43 |
| ■ 各種サービスのご案内 | 44 |
| ■ 各種手数料一覧 | 45 |
| ■ 当金庫の沿革・歩み | 46 |
| ■ 開示項目索引 | 47～48 |



ごあいさつ

平素は、当金庫に格別のご愛顧、ご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

皆様には、当金庫に対するご理解をさらに深めていただきたく、ディスクロージャー誌『新湊信用金庫の現況2018』を作成致しました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、昨年度のが国経済は、デフレ脱却と強い経済の実現をめざす政府の経済政策のもと、海外景気の持ち直しによる外需を下支えとして、マクロでは緩やかな回復基調が続きました。一方、足元の地域経済では、水面下で足踏みを続けていた中小企業の業況に改善の兆しがみられたものの、労働力不足や設備投資の鈍化、個人消費の低迷など、地域経済の潜在成長力の伸び悩みが懸念される状況にありました。

また信用金庫を取り巻く環境では、日本銀行のマイナス金利政策の影響や他金融機関との競合激化により、貸出金利回りや債券利回りが低下するなど、厳しい収益環境が続きました。

このような状況下、当金庫におきましては、中小企業専門性と協同組織性をあわせもつ地域金融機関としての社会的使命を大切に、地域において永年にわたり積み重ねてきた経験と知見を活かして、地域やお客様が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能の発揮に積極的に取り組み、より円滑な資金供給に努めてまいりました。

当期の業績は、預金は852億23百万円（対前期8億33百万円増）となり、貸出金は237億90百万円（対前期2億76百万円増）となりました。損益面におきましては、経常収益は、市場金利の低下から貸出金利息等の資金運用収益が減少したことや、その他業務収益における債券売却益が77百万円減少となったことから、10億32百万円（対前期1億9百万円減）となりました。一方、経常費用は、預金利息等の資金調達費用や経費が減少し、8億77百万円（対前期18百万円減）となり、経常利益は1億55百万円となりました。この結果、法人税等の税金を差し引いた当期純利益は1億37百万円となりました。

当金庫は、お客様からの信頼を一層強固なものとするを第一義と掲げ、法令等遵守態勢やリスク管理態勢及びガバナンスの強化を図るとともに、積極的な営業政策を展開して経営基盤を強固にする取り組みを行っております。こうした取り組みにより、協同組織金融機関として「地域の人々の身近な存在として、気軽に相談でき、頼りとなる金融機関」であることを目指して、役職員一丸となって努力してまいります。

また、「内部統制システム」の充実、「統合リスク管理態勢」の確立、人材の育成・確保、自己資本の拡充など、対処すべき課題を明確にし、今後ともこうした課題に積極的に取り組み、地域金融機関としての使命に徹し、役職員一丸となって努力してまいりますので、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成30年7月

理事長 松岡文雄

| (金庫の概要) | | 平成30年3月末現在 | |
|---------|------------|------------|--------|
| 創 立 | 大正13年5月20日 | 会 員 数 | 5,787人 |
| 出 資 金 | 135百万円 | 店 舗 数 | 7店舗 |
| 店 舗 数 | 7店舗 | 店外ATMコーナー | 2ヶ所 |
| 自己資本 | 56億96百万円 | | |

| (職員の状況) | | 平成30年3月末現在 | |
|---------|---------|------------|-----|
| 職 員 数 | 70名 | 男子 | 36名 |
| | | 女子 | 34名 |
| 平均年齢 | 38歳10ヶ月 | | |
| 平均勤続年数 | 13年6ヶ月 | | |

基本方針

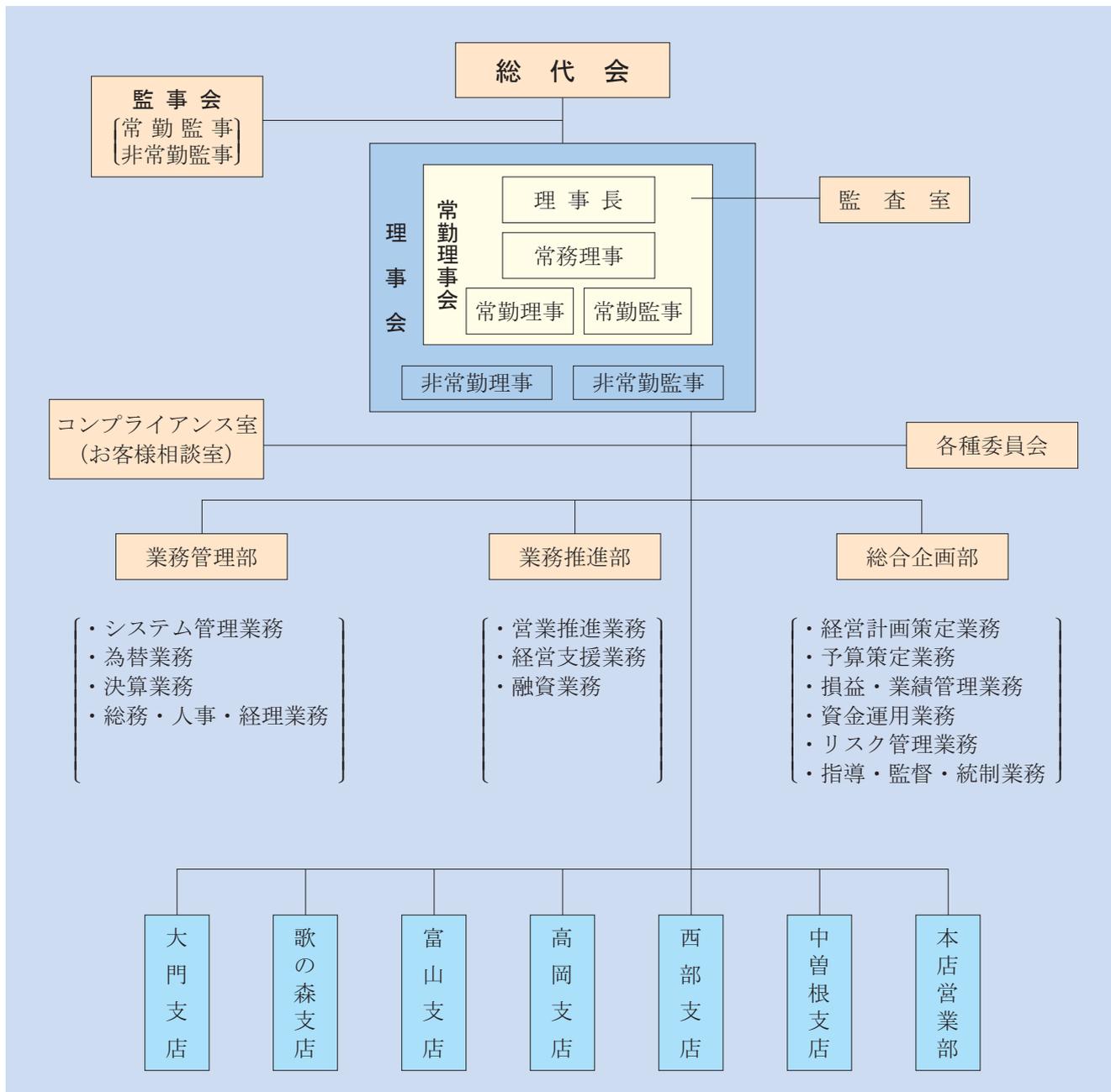
新湊信用金庫は、中小企業専門金融機関としての使命に徹し、公明にして誠実な金融活動を展開して会員の信望を高め、金庫の経営基盤を拡大強化し、以って地域産業の繁栄育成と市民生活の向上に奉仕するものである。

経営方針

1. 預金者等の便益と保護を第一とします。
2. 地域産業の振興発展と市民生活改善のため、金融の円滑化を図ります。
3. コンプライアンス態勢の充実と健全経営を遂行します。
4. 役職員和協一致し、日常の業務に精励するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成に努めます。
5. 金庫の発展ならびに職員の生活安定と向上に取り組みます。

事業の組織

平成30年6月末現在



理事及び監事の氏名及び役職名

平成30年6月末現在

| | | | |
|-------------------|------|-------|---------|
| 理事長（代表理事） | 松岡文雄 | 非常勤理事 | 鷺北昭雄 ※1 |
| 常務理事（代表理事・業務推進部長） | 長谷祐哲 | 非常勤理事 | 北山剛 ※1 |
| | | 非常勤理事 | 渡孝志 ※1 |
| 常勤理事（総合企画部長） | 北山誠 | 常勤監事 | 清水哲雄 |
| 常勤理事（業務管理部長） | 篠島光一 | 非常勤監事 | 高野清司 ※2 |
| | | 非常勤監事 | 米本進 ※2 |

※1 職員外理事です
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です

事務所の名称及び所在地

◇営業区域（平成30年6月末現在）

営業区域 富山県全域

◇営業店舗の所在地



| | | |
|---------|----------------|-----------------------|
| ① 本店営業部 | 射水市中新湊12番20号 | TEL (0766) 82-8611(代) |
| ② 中曽根支店 | 高岡市中曽根325番1 | TEL (0766) 82-8622(代) |
| ③ 西部支店 | 射水市本町2丁目2番45号 | TEL (0766) 82-8633(代) |
| ④ 高岡支店 | 高岡市新成町1番38号 | TEL (0766) 22-5561(代) |
| ⑤ 富山支店 | 富山市新根塚町2丁目3番地3 | TEL (076) 421-3700(代) |
| ⑥ 歌の森支店 | 射水市戸破1621番地 | TEL (0766) 56-8670(代) |
| ⑦ 大門支店 | 射水市大門67番地 | TEL (0766) 52-8688(代) |

◇自動機器設置状況

| 設置機器 | | 設置場所及び設置台数 | | |
|-------|-----------------|--|----------|---------|
| 店舗内機器 | 現金自動預入支払機 (ATM) | 本店営業部 2台 | 中曽根支店 2台 | 西部支店 1台 |
| | 両替機 | 歌の森支店 1台 | 高岡支店 1台 | 富山支店 1台 |
| 店舗外機器 | 現金自動預入支払機 (ATM) | ▽カモン新湊ショッピングセンター出張所 (母店：西部支店) 所在地 射水市本町3丁目地内 カモン新湊ショッピングセンター内 | | |
| | | ▽射水市民病院出張所 (母店：本店営業部) 所在地 射水市朴木地内 射水市民病院内 | | |

金庫の主要な事業の内容

平成30年6月末現在

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）、又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る）。
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理

| | |
|-----------------|------------------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | 一般社団法人しんきん保証基金 |
| 独立行政法人福祉医療機構 | 一般社団法人全国石油協会 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 公益社団法人全国市街地再開発協会 |
| 独立行政法人農林漁業信用基金 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構 |
| 漁業信用基金協会 | |
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行をいう。）
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法の事業を行うものに限る。）
 - ト 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。）
 - チ 農林中央金庫
 - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（15）において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

直近の事業年度における事業の概況

〔事業方針〕

平成29年度は、アベノミクスの推進等によりマクロでは景気は緩やかな回復基調にあるといわれておりましたが、地域経済では少子高齢化や人口減少・人手不足といった構造的な問題を抱え、地域の中小・零細企業におきましては、景気回復を実感するまでには至っていない状況にありました。

このような経済環境の中、当金庫は協同組織の中小企業専門金融機関として、積極的に顧客ニーズの発掘に努めるとともに課題解決支援に取り組んでいくことにより、地方創生や地域活性化に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要との認識のもと、平成29年度は、下記の5項目を最重要課題として取り組んでまいりました。

- ①事業性評価に基づく貸出金の推進
- ②地域企業の育成・課題解決への支援と地域経済発展への取組み
- ③経営安定に向けた業務の合理化・効率化と収益管理の強化
- ④不祥事件防止に向けた意識の醸成と法令等遵守態勢の充実強化
- ⑤顧客に必要とされる知識と技能の修得を図るための人材育成への取組み

〔金融経済環境〕

昨年度のわが国経済は、デフレ脱却と強い経済の実現をめざす政府の経済政策のもと、海外景気の持ち直しによる外需を下支えとして、マクロでは緩やかな回復基調が続きました。一方、足元の地域経済では、水面下で足踏みを続けていた中小企業の業況に改善の兆しがみられたものの、労働力不足や設備投資の鈍化、個人消費の低迷など、地域経済の潜在成長力の伸び悩みが懸念される状況にありました。

また、信用金庫を取り巻く環境では、日本銀行のマイナス金利政策の影響や他金融機関との競合激化により、貸出金利回りや債券利回りが低下するなど、厳しい収益環境が続きました。

このような状況下、当金庫におきましては、中小企業専門性と協同組織性をあわせもつ地域金融機関としての社会的使命を大切に、地域において永年にわたり積み重ねてきた経験と知見を活かして、地域やお客様が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能の発揮に積極的に取組み、より円滑な資金供給に努めてまいりました。

〔事業の概況〕

当期の業績は、預金は852億23百万円（対前期8億33百万円増）となり、貸出金は237億90百万円（対前期2億76百万円増）となりました。損益面におきましては、経常収益は、市場金利の低下から貸出金利息等の資金運用収益が減少したことや、その他業務収益における債券売却益が77百万円減少となったことから、10億32百万円（対前期1億9百万円減）となりました。一方、経常費用は、預金利息等の資金調達費用や経費が減少し、8億77百万円（対前期18百万円減）となり、経常利益は1億55百万円となりました。この結果、法人税等の税金を差し引いた当期純利益は1億37百万円となりました。

〔事業の展望〕

当金庫は、お客様からの信頼を一層強固なものとするを第一義と掲げ、法令等遵守態勢やリスク管理態勢及びガバナンスの強化を図るとともに、積極的な営業政策を展開して経営基盤を強固にする取組みを行っております。こうした取組みにより、協同組織金融機関として「地域の人々の身近な存在として、気軽に相談でき、頼りとなる金融機関」であることを目指して、役職員一丸となって努力してまいります。

〔対処すべき課題〕

当金庫が対処する課題としては、①法令等に適合した経営を確保するための「内部統制システム」の一層の充実、②リスクを統合的に捉え管理する「統合リスク管理態勢」の確立、③地域のニーズに応え得る人材の育成・確保、④経営基盤を強固なものとする自己資本の拡充、などを掲げております。

〔内部管理基本方針〕

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めています。

- 1、理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- 2、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
- 3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
- 4、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
- 5、当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項。
- 6、監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- 7、次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制
 当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事への報告に関する体制。
- 8、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
- 9、当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
- 10、その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：利益 千円・残高 百万円)

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 1,211,522 | 1,293,517 | 1,288,803 | 1,142,269 | 1,032,787 |
| 経常利益 | 273,463 | 324,575 | 215,101 | 246,398 | 155,139 |
| 当期純利益 | 233,964 | 324,069 | 131,057 | 180,730 | 137,351 |
| 出資総額 | 131 | 132 | 133 | 135 | 135 |
| 出資総口数 | 2,638,370 | 2,646,310 | 2,673,170 | 2,711,000 | 2,712,430 |
| 純資産額 | 5,113 | 5,833 | 6,433 | 6,104 | 6,148 |
| 総資産額 | 88,373 | 90,032 | 93,182 | 91,963 | 92,670 |
| 預金積金残高 | 82,510 | 83,340 | 84,764 | 84,389 | 85,223 |
| 貸出金残高 | 23,178 | 22,767 | 22,453 | 23,514 | 23,790 |
| 有価証券残高 | 26,553 | 33,388 | 34,891 | 37,234 | 37,251 |
| 単体自己資本比率 | 15.46% | 16.67% | 17.30% | 17.21% | 16.98% |
| 出資に対する配当金 (出資1口当たり) | 2.5円 | 2.5円 | 2.5円 | 1.5円 | 1.5円 |
| 役員数 | 10人 | 10人 | 11人 | 10人 | 10人 |
| （うち常勤役員数） | 5人 | 5人 | 6人 | 5人 | 5人 |
| 職員数 | 73人 | 76人 | 72人 | 73人 | 70人 |
| 会員数 | 5,482人 | 5,540人 | 5,669人 | 5,868人 | 5,787人 |

(注) 1. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項に於いて準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 出資金 1口あたり50円、会員の最低出資金は100口5,000円です。

直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

◎業務粗利益

(単位：千円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|---------|----------|
| 資金運用収支 | 831,546 | 836,999 |
| 資金運用収益 | 941,945 | 916,662 |
| 資金調達費用 | 110,399 | 79,663 |
| 役務取引等収支 | 23,852 | 9,149 |
| 役務取引等収益 | 66,635 | 60,848 |
| 役務取引等費用 | 42,783 | 51,698 |
| その他業務収支 | 84,988 | △ 28,071 |
| その他業務収益 | 86,057 | 1,548 |
| その他業務費用 | 1,069 | 29,619 |
| 業務粗利益 | 940,387 | 818,077 |
| 業務粗利益率(%) | 1.05% | 0.90% |

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|
| 総資産経常利益率(%) | 0.27 | 0.16 |
| 総資産当期純利益率(%) | 0.19 | 0.14 |
| 資金運用利回り(A) | 1.05 | 1.00 |
| 資金調達原価率(B) | 0.97 | 0.87 |
| 総資金利鞘(A)-(B) | 0.08 | 0.13 |

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎資金運用収支の内訳

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、%)

| | 平均残高 | | 利 息 | | 利 回 り | |
|-------------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 資 金 運 用 勘 定 | 89,300 | 90,862 | 941,945 | 916,662 | 1.05 | 1.00 |
| うち貸出金 | 22,683 | 23,072 | 340,948 | 324,044 | 1.50 | 1.40 |
| うち預け金 | 30,821 | 31,363 | 139,853 | 114,922 | 0.45 | 0.36 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | 35,420 | 36,051 | 453,019 | 468,530 | 1.27 | 1.29 |
| 資 金 調 達 勘 定 | 85,124 | 86,365 | 110,399 | 79,663 | 0.12 | 0.09 |
| うち預金積金 | 84,321 | 85,643 | 108,262 | 77,739 | 0.12 | 0.09 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | 770 | 690 | 1,969 | 1,764 | 0.25 | 0.25 |

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成28年度506百万円、平成29年度211百万円)を、控除して表示しております。

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

| | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|----------|----------|-----------|-----------|---------|----------|----------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受 取 利 息 | △ 6,203 | △ 101,230 | △ 107,433 | 14,682 | △ 39,965 | △ 25,283 |
| うち貸出金 | △ 4,977 | △ 21,204 | △ 26,182 | 5,846 | △ 22,751 | △ 16,904 |
| うち預け金 | △ 16,532 | △ 44,316 | △ 60,849 | 2,405 | △ 27,336 | △ 24,930 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | 37,478 | △ 57,761 | △ 20,282 | 11,550 | 3,959 | 15,510 |
| 支 払 利 息 | △ 737 | △ 47,049 | △ 47,786 | 1,902 | △ 32,638 | △ 30,735 |
| うち預金積金 | △ 1,871 | △ 47,598 | △ 49,470 | 2,042 | △ 32,565 | △ 30,523 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | 1,714 | △ 44 | 1,669 | △ 205 | — | △ 205 |

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で計算しております。

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(2) 預金に関する指標

◎預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|--------|--------|
| 流 動 性 預 金 | 17,778 | 19,199 |
| うち有利息預金 | 15,137 | 16,691 |
| 定 期 性 預 金 | 66,430 | 66,337 |
| うち固定金利定期預金 | 66,423 | 66,330 |
| うち変動金利定期預金 | 6 | 6 |
| そ の 他 | 111 | 106 |
| 計 | 84,321 | 85,643 |
| 譲 渡 性 預 金 | — | — |
| 合 計 | 84,321 | 85,643 |

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎定期預金残高

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|
| 定 期 預 金 | 61,841 | 60,606 |
| 固定金利定期預金 | 61,834 | 60,600 |
| 変動金利定期預金 | 6 | 6 |
| そ の 他 | — | — |

(3) 貸出金等に関する指標

◎貸出金平均残高

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|--------|--------|
| 手形貸付 | 1,942 | 1,730 |
| 証書貸付 | 20,029 | 20,611 |
| 当座貸越 | 414 | 480 |
| 割引手形 | 297 | 250 |
| 合計 | 22,683 | 23,072 |

(注) 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金残高

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|
| 貸出金 | 23,514 | 23,790 |
| うち変動金利 | 7,794 | 8,164 |
| うち固定金利 | 15,720 | 15,625 |

◎貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|
| 当金庫預金積金 | 316 | 262 |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | 4,860 | 4,665 |
| その他 | — | — |
| 合計 | 5,176 | 4,927 |
| 信用保証協会・信用保険 | 2,715 | 2,690 |
| 保証 | 1,659 | 1,626 |
| 信用 | 13,963 | 14,546 |
| 合計 | 23,514 | 23,790 |

◎債務保証見返りの担保別内訳

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|
| 当金庫預金積金 | — | — |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | — | — |
| その他 | — | — |
| 計 | — | — |
| 信用保証協会・信用保険 | — | — |
| 保証 | 13 | 11 |
| 信用 | 55 | 71 |
| 合計 | 68 | 83 |

◎貸出金使途別残高

(単位：百万円 構成比：%)

| | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 12,799 | 54.43 | 13,347 | 56.10 |
| 運転資金 | 10,715 | 45.57 | 10,443 | 43.89 |
| 合計 | 23,514 | 100.00 | 23,790 | 100.00 |

◎住宅ローン・消費者ローン別残高内訳

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|
| 住 宅 ロ ー ン | 3,836 | 3,726 |
| 消 費 者 ロ ー ン | 2,929 | 1,791 |
| 合 計 | 6,765 | 5,517 |

◎貸出金業種別内訳

(単位：百万円 構成比：%)

| 業種区分 | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製 造 業 | 55 | 1,206 | 5.12 | 50 | 1,444 | 6.06 |
| 農 業、林 業 | - | - | - | - | - | - |
| 漁 業 | 2 | 293 | 1.24 | 4 | 315 | 1.32 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - |
| 建 設 業 | 55 | 1,188 | 5.05 | 60 | 1,350 | 5.67 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 224 | 0.95 | 1 | 218 | 0.91 |
| 情 報 通 信 業 | 2 | 35 | 0.14 | 1 | 2 | 0.00 |
| 運 輸 業、郵 便 業 | 19 | 504 | 2.14 | 19 | 526 | 2.21 |
| 卸 売 業、小 売 業 | 104 | 2,140 | 9.10 | 109 | 2,091 | 8.78 |
| 金 融 業、保 険 | 2 | 720 | 3.06 | 3 | 920 | 3.86 |
| 不 動 産 業 | 25 | 2,356 | 10.01 | 51 | 3,511 | 14.75 |
| 物 品 賃 貸 業 | 2 | 73 | 0.31 | 2 | 45 | 0.18 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 2 | 46 | 0.19 | 2 | 44 | 0.18 |
| 宿 泊 業 | - | - | - | 1 | 3 | 0.01 |
| 飲 食 業 | 22 | 175 | 0.74 | 20 | 249 | 1.04 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 14 | 72 | 0.30 | 15 | 143 | 0.60 |
| 教育、学習支援業 | 1 | 29 | 0.12 | 2 | 33 | 0.13 |
| 医 療、福 祉 | 10 | 966 | 4.10 | 10 | 912 | 3.83 |
| その他のサービス業 | 35 | 675 | 2.87 | 31 | 587 | 2.46 |
| 小 計 | 351 | 10,710 | 45.54 | 381 | 12,399 | 52.11 |
| 地 方 公 共 団 体 | 4 | 6,038 | 25.67 | 4 | 5,873 | 24.68 |
| 個 人 | 1,660 | 6,765 | 28.77 | 1,621 | 5,517 | 23.19 |
| 合 計 | 2,015 | 23,514 | 100.0 | 2,006 | 23,790 | 100.0 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎預貸率

(単位：%)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------|--------|--------|
| 期 末 預 貸 率 | 27.86 | 27.91 |
| 期 中 平 均 預 貸 率 | 26.90 | 26.93 |

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(4) 有価証券に関する指標

◎商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

◎有価証券の種類別の残存期間別残高

－平成28年度－

(単位：百万円)

| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|---------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|--------|
| 国 債 | － | － | － | 1,362 | － | 1,001 | － | 2,363 |
| 地 方 債 | 114 | 1,099 | 405 | 1,562 | 720 | 1,053 | － | 4,956 |
| 短 期 社 債 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 社 債 | 1,860 | 2,442 | 3,659 | 3,178 | 4,768 | 2,389 | － | 18,838 |
| 株 式 | － | － | － | － | － | － | 515 | 515 |
| 外 国 証 券 | － | － | － | － | 100 | 1,199 | － | 1,299 |
| その他の証券 | － | － | 1 | 558 | 7,885 | － | 814 | 9,260 |

－平成29年度－

(単位：百万円)

| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|---------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|--------|
| 国 債 | － | － | 1,351 | － | － | 1,021 | － | 2,373 |
| 地 方 債 | 99 | 999 | 1,955 | － | 1,052 | 909 | － | 5,018 |
| 短 期 社 債 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 社 債 | 867 | 3,227 | 3,998 | 3,166 | 5,455 | 2,312 | － | 19,028 |
| 株 式 | － | － | － | － | － | － | 377 | 377 |
| 外 国 証 券 | － | － | 200 | － | 101 | 1,103 | － | 1,405 |
| その他の証券 | － | 4 | － | 4,514 | 3,152 | － | 1,378 | 9,049 |

◎有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|
| 国 債 | 2,212 | 2,211 |
| 地 方 債 | 5,026 | 4,731 |
| 短 期 社 債 | － | － |
| 社 債 | 18,144 | 18,376 |
| 株 式 | 517 | 404 |
| 外 国 証 券 | 1,071 | 1,416 |
| そ の 他 の 証 券 | 8,447 | 8,909 |
| 合 計 | 35,420 | 36,051 |

◎預証率

(単位：%)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------|--------|--------|
| 期 末 預 証 率 | 44.12 | 43.71 |
| 期 中 平 均 預 証 率 | 42.00 | 42.09 |

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

リスク管理について

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務は益々多様化、高度化し、収益機会が増えると同時に各種リスクも拡大し、複雑・多様化しております。当金庫では、「経営の健全性」と「収益の安定性」を確保し、お客様からの信頼をさらに向上させるため、法令等遵守態勢を含めたリスク管理態勢を経営の最重点課題として位置付け、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

リスク管理の体制

信用リスク管理

「信用リスク」とは、融資先の業況悪化等により、融資した資金が返済されなくなることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、融資にあたって審査管理を充実し、常に事務取扱規程（貸付編）の審査基準に基づいた運営ができるよう厳格な審査体制をとっております。さらに各種研修会への職員の派遣、事務取扱説明会の実施などにより貸出審査能力の向上を図っております。また、自己責任に基づく適正な資産査定を行うとともに「資産監査委員会」による適切な償却・引当を実施し、貸出資産の健全性の確保、不良債権発生 の未然防止に努めております。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替相場の変動により資産の価値が下落し、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）、リスク管理部門（ミドル）を明確に分離し、部門間の相互牽制機能を働かせるとともに、ALM管理手法の高度化を図り、常にリスクの状況を把握しながら、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化・充実に努めております。

流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、予期せぬ資金の流失等により通常よりも高い金利での資金調達や著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、系統機関である信金中央金庫と緊密な関係を維持しており、緊急時の資金繰りには同金庫が積極的に支援するバックアップ体制を整えています。

オペレーショナルリスク管理

「オペレーショナルリスク」とは、事務やコンピュータシステム等、日常の事務処理が職員のミスや不正またはコンピュータシステムが正常に稼動しないことにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、内部規定マニュアルの整備、職員指導の徹底、内部監査機能の強化により、日常の事務ミス発生防止や職員等による不正防止に努めています。また、コンピュータシステムは、一般社団法人しんきん共同センターを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

| | |
|-------------------------|---|
| 基本方針 | 当金庫の役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して責任ある健全かつ公正な金庫経営を行うことを目的として、行動綱領を制定しコンプライアンスの徹底に努めています。 |
| 運営体制 活動状況 | 担当部署としてコンプライアンス室を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」に従ってコンプライアンス重視の企業風土の醸成のため、年間を通じてコンプライアンス研修等を実施しております。また、各本店にコンプライアンス責任者、担当者を配し、日常業務における法令等遵守状況を把握・チェックできる体制としております。 |
| 当金庫の 勧誘方針に ついて | <p>当金庫は、「金融商品の販売に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適切性の確保を図っております。</p> <p>「金融商品に係る勧誘方針」（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況を踏まえ、適切な金融商品の勧誘を行います。 2. 当金庫は、お客様ご自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、金融商品の内容やリスクの内容などの重要事項について説明を行い、十分にご理解をいただくよう努めます。 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。 4. 当金庫は、正当な理由なく、早朝や深夜などの不適切な時間帯に、電話・訪問による勧誘は行いません。 |
| 個人情報保 護法への対 応について | 当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様からお預かりしている大切な個人情報については、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定し、その保護について法令等遵守に心がけ、大切に保管するよう各種の取組を行っております。なお、詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。 |

金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は3ページ参照）またはコンプライアンス室（電話：0766-82-8613）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山弁護士会（電話：076-421-4811）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの信頼に応えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組を行ってまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱やお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。

※本方針の「お客さまへの説明を要する全ての取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引をいいます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども新湊信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対し必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- 本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- 本部、営業店に経営支援担当者を配置し、経営改善計画の策定やコンサルティング等を積極的に行い、取引先企業の経営改善を支援
- 職員にお客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修を実施
- 複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- 日本政策金融公庫高岡支店・富山支店と「業務提携・協力に関する覚書」の締結（加えて富山県信用保証協会とも連携、覚書の締結）
- 富山市・高岡市・射水市が主となり結成された創業支援事業者に当金庫も参加
- 射水市商工協議会主催の産学官金交流会に参加
- TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結
- 北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結
- 富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

① 創業・新規事業開拓の支援

- 実現可能性の高い創業・新事業に関する案件の発掘と実現化への支援や資金面でのバックアップによる取引先企業の新事業展開などの支援を実施
- 各営業店に配置した「創業・新事業支援担当者」による案件の発掘と融資支援
(創業先への融資件数10件、新規事業への融資件数1件)

② 成長段階における支援

- ビジネス・マッチングやシニア人材マッチング交流会等の機会を提供し、販路拡大や売上増進ならびに様々な経営課題解決につながるよう取引先の事業活動を側面から支援
(ビジネスマッチング出展4先、シニア人材交流会参加2先)
- 信金中央金庫優待カタログへの商品エントリー支援（エントリー7先）
- 全国にある信用金庫の取引先事業者に対し、当金庫営業区域内で事業を行っている事業者を紹介支援
(紹介5先)
- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業についての個別相談会を開催（参加5社）
- 全国の信用金庫が持っている情報を共有・活用するためのプラットフォームとして開設された、しんきん情報共有プラットフォーム「しんきん知識の泉」の紹介・掲載によるマッチング支援
- しんきん「とやま」ビジネス応援プラットフォームへの参画
- 中小企業・小規模事業者支援ポータルサイト「ミラサポ」の活用（活用回数5先に対し7回）
- 富山県よろず支援拠点の活用（活用回数2先に対し2回）

③ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- コンサルティング機能を積極的に発揮し、外部専門家や認定支援機関との連携による、中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援（ランクアップ1先）
- 目利き力向上や融資渉外力の向上を図るため、外部の関連の研修等に積極的に参加
- 経営改善の取組みを必要とする事業者に対し、経営改善計画書（早期経営改善計画含む）の策定支援
(経営改善支援センターへの持込み・支援4先)
- 富山県内11金融機関共同のファンドへの参画（「富山中小企業再生支援ファンド」）

4. 中小企業金融円滑化に関する取組状況

○貸付条件の変更等の実施状況（平成30年3月末）

・ 中小企業者向け事業資金 (金額：百万円)

| | 申込み | 実行 | 謝絶 | 審査中 | 取下げ |
|----|-------|-------|----|-----|-----|
| 件数 | 1,069 | 1,042 | 1 | 4 | 22 |
| 金額 | 8,907 | 8,733 | 11 | 17 | 144 |

・ 住宅ローン (金額：百万円)

| | 申込み | 実行 | 謝絶 | 審査中 | 取下げ |
|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 件数 | 28 | 25 | 0 | 2 | 1 |
| 金額 | 340 | 284 | 0 | 38 | 17 |

実行率は中小企業 97.47%、住宅ローン 89.29%

平成25年3月末に中小企業金融円滑化法の期限は到来していますが、その後も当金庫の対応方針は何ら変わりなく、お客さまからのお借入に関するご相談、お申込みについて真摯な対応に努めております。

5. 地域の活性化に関する取組状況

○プロジェクトファイナンス等の案件に参加するなど地域の活性化に積極的に参加

○地域住民に歓迎される商品の開発など、地域活性化につながる商品・サービスの充実

- ・ 27年2月より職域取引先に対する従業員の福利厚生商品として、「職域サポートローン」を発売
- ・ 地域金融機関として地域の活性化等に積極的に関与すべく、地方創生ローンを発売

○富山県と県内7信用金庫及び信金中央金庫による「観光・産業振興に関する協定」の締結に基づき、各地の信用金庫が実施している「年金旅行」「団体旅行」の誘致、また来県された皆様に対するお出迎え

6. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

| | 平成29年度 |
|---|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 68件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 8.09% |
| 保証契約を解除した件数 | 11件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件 |

貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

| (資産の部) | 金額 | | (負債の部) | 金額 | |
|-------------|---------|---------|--------------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 現金 | 1,265 | 1,249 | 預金積金 | 84,389 | 85,223 |
| 預け金 | 29,361 | 29,785 | 当座預金 | 1,667 | 1,679 |
| 有価証券 | 37,234 | 37,251 | 普通預金 | 16,237 | 18,147 |
| 国債 | 2,363 | 2,373 | 貯蓄預金 | 38 | 66 |
| 地方債 | 4,956 | 5,018 | 通知預金 | 179 | 46 |
| 社債 | 18,838 | 19,028 | 定期預金 | 61,841 | 60,606 |
| 株式 | 515 | 377 | 定期積金 | 4,191 | 4,490 |
| その他の証券 | 10,559 | 10,454 | その他の預金 | 233 | 185 |
| 貸出金 | 23,514 | 23,790 | 借入金 | 720 | 640 |
| 割引手形 | 231 | 287 | 借入金 | 720 | 640 |
| 手形貸付 | 1,835 | 1,861 | その他負債 | 258 | 266 |
| 証書貸付 | 20,787 | 20,980 | 未決済為替借 | 13 | 26 |
| 当座貸越 | 660 | 661 | 未払費用 | 125 | 137 |
| その他資産 | 507 | 530 | 給付補填備金 | 8 | 8 |
| 未決済為替貸 | 12 | 15 | 未払法人税等 | 33 | 4 |
| 信金中金出資金 | 375 | 375 | 前受収益 | 4 | 4 |
| 前払費用 | 3 | 2 | 払戻未済持分 | 0 | 0 |
| 未収収益 | 106 | 99 | 職員預り金 | 33 | 31 |
| その他の資産 | 8 | 37 | リース債務 | 34 | 45 |
| 有形固定資産 | 869 | 859 | その他の負債 | 5 | 6 |
| 建物 | 349 | 329 | 賞与引当金 | 15 | 14 |
| 土地 | 442 | 442 | 退職給付引当金 | 126 | 116 |
| リース資産 | 34 | 45 | 役員退職慰労引当金 | 117 | 42 |
| その他の有形固定資産 | 43 | 42 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 1 | 1 |
| 無形固定資産 | 6 | 4 | 偶発損失引当金 | 0 | 0 |
| ソフトウェア | 5 | 3 | 繰延税金負債 | 161 | 131 |
| その他の無形固定資産 | 1 | 1 | 債務保証 | 68 | 83 |
| 債務保証見返 | 68 | 83 | 負債の部合計 | 85,859 | 86,521 |
| 貸倒引当金 | △ 865 | △ 886 | (純資産の部) | | |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 848) | (△ 866) | 出資金 | 135 | 135 |
| | | | 普通出資金 | 135 | 135 |
| | | | 利益剰余金 | 5,416 | 5,549 |
| | | | 利益準備金 | 133 | 135 |
| | | | その他利益剰余金 | 5,282 | 5,414 |
| | | | 特別積立金 | 4,981 | 5,141 |
| | | | (うち事務合理化積立金) | (80) | (80) |
| | | | (うち改築積立金) | (230) | (230) |
| | | | 当期末処分剰余金 | 301 | 273 |
| | | | 会員勘定合計 | 5,552 | 5,685 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 552 | 463 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 552 | 463 |
| | | | 純資産の部合計 | 6,104 | 6,148 |
| 資産の部合計 | 91,963 | 92,670 | 負債及び純資産の部合計 | 91,963 | 92,670 |

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 8年～39年 |
| その他 | 3年～15年 |
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に対応する割

引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を法定福利厚生費として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（平成29年3月31日現在）

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,634,392百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,793,308百万円 |
| 差引額 | △158,915百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合〔平成29年3月分〕

| | |
|--|---------|
| | 0.0512% |
|--|---------|

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円〔及び別途積立金55,700百万円〕であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金10百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 265百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は、ございません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,191百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 276百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は137百万円、延滞債権額は985百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,142百万円であります。なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は287百万円であります。
24. 為替決済の取引の担保あるいは射水市、高岡市、富山市の公金業務取扱いの担保として、預け金1,500百万円及び現金210百万円を差し入れております。また信金中央金庫からの借入金に対し1,300百万円担保として差入れております。
25. 出資1口当たりの純資産額 2,266円98銭
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか業務推進部により行われ、また定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、業務推進部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管

理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、平成30年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,122百万円です。

なお、当金庫では、計測モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテスト（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間5年）を実施しており、計測手法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|-------------|-------------------|--------------|--------------|
| (1) 預 け 金 | 29,785 | 30,129 | 343 |
| (2) 有 価 証 券 | 37,239 | 37,307 | 68 |
| 満期保有目的の債券 | 4,244 | 4,312 | 68 |
| その他有価証券 | 32,994 | 32,994 | — |
| (3) 貸 出 金 | 23,790 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △886 | | |
| | 22,904 | 23,627 | 723 |
| 金 融 資 産 計 | 89,929 | 91,064 | 1,135 |
| (1) 預 金 積 金 | 85,223 | 85,366 | 142 |
| (2) 借 用 金 | 640 | 643 | 3 |
| 金 融 負 債 計 | 85,863 | 86,009 | 146 |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR, SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決済日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるもののみであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入にて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

| 区 分 | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|----------------|
| 非上場株式(*1) | 8 |
| その他の証券(*2) | 4 |
| 合 計 | 12 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) その他の証券は、投資事業有限責任組合出資であり、その組合財産は、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」があります。以下、31.まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

満期保有目的の債券

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|--------------------|-----|-------------------|--------------|--------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地方債 | 1,379 | 1,414 | 34 |
| | 社 債 | 1,964 | 2,018 | 53 |
| | その他 | 200 | 201 | 1 |
| | 小 計 | 3,544 | 3,634 | 89 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社 債 | — | — | — |
| | その他 | 700 | 678 | △ 21 |
| | 小 計 | 700 | 678 | △ 21 |
| 合 計 | | 4,244 | 4,312 | 68 |

(注) 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

その他有価証券

| | 種 類 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------------------|--------|-----------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの | 株式 | 76 | 74 | 1 |
| | 債券 | 20,565 | 19,814 | 751 |
| | 国 債 | 2,373 | 2,211 | 161 |
| | 地方債 | 3,438 | 3,258 | 180 |
| | 社 債 | 14,753 | 14,344 | 409 |
| | その他 | 4,359 | 4,008 | 350 |
| | 小 計 | 25,001 | 23,897 | 1,103 |
| 貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの | 株式 | 292 | 321 | △ 29 |
| | 債券 | 2,509 | 2,519 | △ 9 |
| | 国 債 | — | — | — |
| | 地方債 | 200 | 200 | △ 0 |
| | 社 債 | 2,309 | 2,319 | △ 9 |
| | その他 | 5,191 | 5,615 | △ 423 |
| | 小 計 | 7,993 | 8,455 | △ 462 |
| 合 計 | 32,994 | 32,353 | 640 | |

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 売却額 (百万円) | 売却益の 合計額 (百万円) | 売却損の 合計額 (百万円) |
|-----|--------------|----------------------|----------------------|
| 株式 | 820 | 53 | — |
| 債券 | 373 | 0 | 27 |
| 国 債 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 社 債 | 373 | 0 | 27 |
| その他 | 0 | — | 0 |
| 合 計 | 1,194 | 54 | 27 |

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の30%以上下落しており、直ちに回復すると認められる合理的な根拠がない場合をいいます。

32. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、103億4百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25億18百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に

(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 148百万円 |
| 退職給付引当金 | 32百万円 |
| 賞与引当金 | 4百万円 |
| 減価償却超過額 | 4百万円 |
| その他 | 24百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 213百万円 |
| 評価性引当額 | 168百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 45百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 177百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 177百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 131百万円 |

2. 損益計算書

| 科 目 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|-----------|-----------|
| 経 常 収 益 | 1,142,269 | 1,032,787 |
| 資金運用収益 | 941,945 | 916,662 |
| 貸出金利息 | 340,948 | 324,044 |
| 預け金利息 | 139,853 | 114,922 |
| 有価証券利息配当金 | 453,019 | 468,530 |
| その他の受入利息 | 8,123 | 9,165 |
| 役務取引等収益 | 66,635 | 60,848 |
| 受入為替手数料 | 40,737 | 40,570 |
| その他の役務収益 | 25,898 | 20,278 |
| その他業務収益 | 86,057 | 1,548 |
| 外国為替売買益 | 12 | — |
| 国債等債券売却益 | 78,396 | 900 |
| 国債等債券償還益 | 93 | 177 |
| その他の業務収益 | 7,555 | 470 |
| その他経常収益 | 47,630 | 53,727 |
| 貸倒引当金戻入益 | 15,986 | — |
| 償却債権取立益 | 33 | — |
| 株式等売却益 | 31,247 | 53,376 |
| その他の経常収益 | 363 | 350 |
| 経 常 費 用 | 895,871 | 877,648 |
| 資金調達費用 | 110,399 | 79,663 |
| 預金利息 | 100,241 | 73,286 |
| 給付補填備金繰入額 | 8,021 | 4,452 |
| 借用金利息 | 1,969 | 1,764 |
| その他の支払利息 | 166 | 159 |
| 役務取引等費用 | 42,783 | 51,698 |
| 支払為替手数料 | 12,472 | 12,724 |
| その他の役務費用 | 30,310 | 38,974 |
| その他業務費用 | 1,069 | 29,619 |
| 外国為替売買損 | — | 1,019 |
| 国債等債券売却損 | — | 27,214 |
| 国債等債券償還損 | 1,068 | 1,235 |
| その他の業務費用 | 0 | 150 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | — | 2,852 |
| 経 費 | 738,849 | 692,226 |
| 人 件 費 | 426,168 | 399,990 |
| 物 件 費 | 292,015 | 280,122 |
| 税 金 | 20,665 | 12,113 |
| その他経常費用 | 2,769 | 21,586 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | — | 20,889 |
| 株式等売却損 | 211 | 75 |
| その他の資産償却 | 975 | — |
| その他の経常費用 | 1,582 | 621 |

(単位：千円)

| 科 目 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|---------|---------|
| 経 常 利 益 | 246,398 | 155,139 |
| 特 別 利 益 | 3,711 | 256 |
| その他の特別利益 | 3,711 | 256 |
| 特 別 損 失 | 393 | 1,245 |
| 固定資産処分損 | 393 | 1,245 |
| 税引前当期純利益 | 249,716 | 154,150 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 63,564 | 12,374 |
| 法人税等調整額 | 5,421 | 4,423 |
| 法人税等合計 | 68,985 | 16,798 |
| 当期純利益 | 180,730 | 137,351 |
| 繰越金（当期首残高） | 121,240 | 136,038 |
| 当期末処分剰余金 | 301,970 | 273,389 |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口あたりの当期純利益金額 50円71銭

3. 剰余金処分計算書

(単位：円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 当期末処分剰余金 | 301,970,959 | 273,389,695 |
| 繰越金（当期首残高） | 121,240,125 | 136,038,170 |
| 当期純利益 | 180,730,834 | 137,351,525 |
| 剰余金処分額 | 165,932,789 | 134,121,169 |
| 利益準備金 | 1,891,500 | 71,500 |
| 普通出資に対する配当金 | (年3%) 4,041,289 | (年3%) 4,049,669 |
| 特別積立金 | 160,000,000 | 130,000,000 |
| 繰越金（当期末残高） | 136,038,170 | 139,268,526 |

会計監査人による監査

平成28年度及び29年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規程に基づき、穴田茂公認会計士・河村拓栄公認会計士の監査を受けております。

財務諸表の正確性に関する内部監査の有効性の確認書

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年6月18日

新湊信用金庫

理事長 松岡 文雄

リスク管理債権及び保全状況

○リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------------|--------|--------|
| 破 綻 先 債 権 額 (A) | 137 | 137 |
| 延 滞 債 権 額 (B) | 928 | 985 |
| 合 計 (C)=(A)+(B) | 1,066 | 1,122 |
| 担 保 ・ 保 証 額 (D) | 216 | 254 |
| 回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D) | 849 | 868 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 (F) | 848 | 866 |
| 同 引 当 率 (G)=(F)/(E)(%) | 99.83 | 99.83 |

2. 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------------|--------|--------|
| 3ヶ月以上延滞債権額 (H) | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 (I) | 21 | 20 |
| 合 計 (J)=(H)+(I) | 21 | 20 |
| 担 保 ・ 保 証 額 (K) | — | — |
| 回収に懸念がある債権額 (L)=(J)-(K) | 21 | 20 |
| 貸 倒 引 当 金 (M) | 0 | 0 |
| 同 引 当 率 (N)=(M)/(L)(%) | 0.50 | 0.59 |

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|
| (C)+(J) | 1,087 | 1,142 |

- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A, B, H, I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D, K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引き当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権及び保全状況

○金融再生法開示債権

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 | 960 | 1,024 |
| 危険債権 | 109 | 101 |
| 要管理債権 | 21 | 20 |
| 正常債権 | 22,509 | 22,751 |
| 合計 | 23,601 | 23,897 |

- (注) 1. 「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--|--------|--------|
| 金融再生法上の不良債権 (A) | 1,091 | 1,145 |
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 | 960 | 1,024 |
| 危険債権 | 109 | 101 |
| 要管理債権 | 21 | 20 |
| 保全額 (B) | 1,069 | 1,124 |
| 貸倒引当金 (C) | 848 | 866 |
| 担保・保証等 (D) | 220 | 257 |
| 保全率(B)/(A)(%) | 97.92 | 98.11 |
| 担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D))(%) | 97.39 | 97.56 |

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計です。

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(1) 売買目的有価証券

売買目的の有価証券はございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | |
|--------------------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | 1,479 | 1,533 | 53 | 1,379 | 1,414 | 34 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 3,164 | 3,255 | 91 | 1,964 | 2,018 | 53 |
| | そ の 他 | 100 | 100 | 0 | 200 | 201 | 1 |
| | 小 計 | 4,744 | 4,889 | 145 | 3,544 | 3,634 | 89 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 200 | 196 | △ 3 | — | — | — |
| | そ の 他 | 900 | 857 | △ 42 | 700 | 678 | △ 21 |
| | 小 計 | 1,100 | 1,053 | △ 46 | 700 | 678 | △ 21 |
| 合 計 | 5,844 | 5,943 | 98 | 4,244 | 4,312 | 68 | |

- (注) 1. 時価は、期末時における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券と投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | |
|----------------------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|-------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 103 | 95 | 7 | 76 | 74 | 1 |
| | 債 券 | 18,235 | 17,484 | 750 | 20,565 | 19,814 | 751 |
| | 国 債 | 2,363 | 2,211 | 152 | 2,373 | 2,211 | 161 |
| | 地 方 債 | 3,476 | 3,288 | 187 | 3,438 | 3,258 | 180 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 12,394 | 11,984 | 410 | 14,753 | 14,344 | 409 |
| | そ の 他 | 3,723 | 3,358 | 365 | 4,359 | 4,008 | 350 |
| 小 計 | 22,062 | 20,938 | 1,123 | 25,001 | 23,897 | 1,103 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | 403 | 442 | △ 38 | 292 | 321 | △ 29 |
| | 債 券 | 3,079 | 3,114 | △ 35 | 2,509 | 2,519 | △ 9 |
| | 国 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | 200 | 200 | △ 0 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 3,079 | 3,114 | △ 35 | 2,309 | 2,319 | △ 9 |
| | そ の 他 | 5,834 | 6,120 | △ 285 | 5,191 | 5,615 | △ 423 |
| 小 計 | 9,317 | 9,677 | △ 359 | 7,993 | 8,455 | △ 462 | |
| 合 計 | 31,379 | 30,615 | 763 | 32,994 | 32,353 | 640 | |

- (注) 1. 時価は、期末時における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券と投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非 上 場 株 式 | 8 | 8 |
| そ の 他 の 証 券 | 1 | 4 |
| 合 計 | 10 | 12 |

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

◎貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|--------|------|-------|-------|-----|------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 平成28年度 | 26 | 16 | — | 26 | 16 |
| | 平成29年度 | 16 | 19 | — | 16 | 19 |
| 個別貸倒引当金 | 平成28年度 | 854 | 848 | — | 854 | 848 |
| | 平成29年度 | 848 | 866 | 2 | 845 | 866 |
| 合 計 | 平成28年度 | 881 | 865 | — | 881 | 865 |
| | 平成29年度 | 865 | 886 | 2 | 862 | 886 |

貸出金償却の額

◎貸出金償却額

(単位：千円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|
| 貸出金償却 | — | — |

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法等を規定で定めております。

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 58 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」41百万円、「賞与」8百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。
なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与の額です。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です（当年度中に支払った退職慰労金は84百万円です）。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものはいませんでした。

自己資本の充実の状況

「自己資本比率」は、国内基準（4%）を大きく上回っています。

今年度の自己資本比率は**16.98%**となりました。国内基準（4%）を大きく上回る高い水準を維持しています。

自己資本比率は、「金融機関の安全性」を示す指標といわれ、一般的にこの比率が高いほど財務体質が強固で、安全性・健全性が高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (5,696百万円)}}{\text{信用リスク・アセット額(31,898百万円) + ホリスティック相当額 ÷ 8\% (1,637百万円)}} \times 100 = \underline{\underline{16.98\%}}$$

< 定量的な開示事項 >

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 5,548 | | 5,681 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 135 | | 135 | |
| うち、利益剰余金の額 | 5,416 | | 5,549 | |
| うち、外部流出予定額 (△) | 4 | | 4 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 16 | | 19 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 16 | | 19 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 5,564 | | 5,701 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額 | 6 | — | 4 | — |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 6 | — | 4 | — |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | — | — | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — | — |

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|---|---------|-------------|---------|-------------|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| 前 払 年 金 費 用 の 額 | — | — | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 6 | | 4 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 5,558 | | 5,696 | |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 30,637 | | 31,898 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 2,173 | | △ 1,572 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | — | | — | |
| うち、繰延税金資産 | — | | — | |
| うち、前払年金費用 | — | | — | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 2,173 | | △ 1,572 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 1,643 | | 1,637 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 32,281 | | 33,535 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 17.21% | | 16.98% | |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1 | 30,637 | 1,225 | 31,898 | 1,275 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2 | 32,790 | 1,311 | 33,470 | 1,338 |
| 現 金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 100 | 4 | 101 | 4 |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 311 | 12 | 250 | 10 |
| 地方三公社向け | 82 | 3 | 62 | 2 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 6,573 | 262 | 7,510 | 300 |
| 法人等向け | 15,622 | 624 | 16,779 | 671 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 2,109 | 84 | 2,060 | 82 |
| 抵当権付住宅ローン | 546 | 21 | 528 | 21 |
| 不動産取得等事業向け | 961 | 38 | 768 | 30 |
| 3ヵ月以上延滞等 | 1,415 | 56 | 1,355 | 54 |
| 取立未済手形 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 173 | 6 | 163 | 6 |
| 株式会社産業再生機構による保証付 | — | — | — | — |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出 資 等 | 2 | 0 | 5 | 0 |
| 出資等のエクスポージャー | 2 | 0 | 5 | 0 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上 記 以 外 | 4,888 | 195 | 3,880 | 155 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 762 | 30 | 510 | 20 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 3,026 | 121 | 2,277 | 91 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 1,099 | 43 | 1,093 | 43 |
| ②証券化エクスポージャー ※3 | 19 | 0 | — | — |
| 証券化（オリジネーター） | — | — | — | — |
| （うち再証券化） | — | — | — | — |
| 証券化（オリジネーター以外） | 19 | 0 | — | — |
| （うち再証券化） | — | — | — | — |
| ③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △2,173 | △86 | △1,572 | △62 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク | 1,643 | 65 | 1,637 | 65 |
| ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ） | 32,281 | 1,291 | 33,535 | 1,341 |

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

| | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 3ヵ月以上延滞 エクスポージャー | |
|-----------------|-------------------|--------|---|--------|--------|--------|---------------|------|---------------------|------|
| | | | 貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債 券 | | デリバティブ 取 引 | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 国 内 | 91,205 | 92,011 | 23,583 | 23,874 | 25,958 | 26,419 | — | — | 848 | 866 |
| 国 外 | 1,299 | 1,405 | — | — | 1,299 | 1,405 | — | — | — | — |
| 地 区 別 合 計 | 92,504 | 93,416 | 23,583 | 23,874 | 27,258 | 27,825 | — | — | 848 | 866 |
| 製 造 業 | 8,127 | 8,330 | 1,209 | 1,452 | 6,587 | 6,684 | — | — | 28 | 26 |
| 農 業 ・ 林 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | 293 | 315 | 293 | 315 | — | — | — | — | 235 | 236 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | 306 | — | — | — | 306 | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 1,532 | 1,788 | 1,210 | 1,375 | 295 | 398 | — | — | 329 | 348 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 868 | 748 | 224 | 218 | 608 | 509 | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | 372 | 369 | 35 | 2 | 302 | 304 | — | — | — | — |
| 運 輸 業 ・ 郵 便 業 | 3,001 | 2,929 | 504 | 526 | 2,472 | 2,380 | — | — | 5 | 5 |
| 卸 売 業 ・ 小 売 業 | 3,212 | 3,248 | 2,152 | 2,099 | 1,043 | 1,149 | — | — | 26 | 34 |
| 金 融 業 ・ 保 険 業 | 34,276 | 35,322 | 720 | 920 | 3,637 | 4,038 | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 4,553 | 6,398 | 2,356 | 3,526 | 1,717 | 1,827 | — | — | 125 | 125 |
| 物 品 賃 貸 業 | 73 | 45 | 73 | 45 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 46 | 44 | 46 | 44 | — | — | — | — | — | — |
| 宿 泊 業 | — | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 飲 食 業 | 175 | 249 | 175 | 249 | — | — | — | — | 6 | 0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 89 | 143 | 89 | 143 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 29 | 33 | 29 | 33 | — | — | — | — | — | — |
| 医 療 、 福 祉 | 966 | 924 | 966 | 924 | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | 675 | 587 | 675 | 587 | — | — | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | 25,276 | 23,968 | 6,038 | 5,873 | 10,594 | 10,226 | — | — | — | — |
| 個 人 | 6,778 | 5,533 | 6,778 | 5,533 | — | — | — | — | 90 | 88 |
| そ の 他 | 2,148 | 2,122 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 業 種 別 合 計 | 92,504 | 93,416 | 23,583 | 23,874 | 27,258 | 27,825 | — | — | 848 | 866 |
| 1 年 以 下 | 8,984 | 12,371 | 3,698 | 4,603 | 1,975 | 967 | — | — | | |
| 1 年 超 3 年 以 下 | 13,789 | 13,915 | 5,497 | 5,781 | 3,542 | 4,227 | — | — | | |
| 3 年 超 5 年 以 下 | 8,502 | 11,629 | 4,346 | 4,123 | 4,064 | 7,505 | — | — | | |
| 5 年 超 7 年 以 下 | 19,095 | 20,178 | 2,594 | 1,587 | 6,642 | 3,166 | — | — | | |
| 7 年 超 10 年 以 下 | 21,033 | 13,968 | 1,769 | 1,706 | 5,589 | 6,609 | — | — | | |
| 10 年 超 | 11,076 | 10,503 | 3,933 | 4,255 | 5,643 | 5,347 | — | — | | |
| 期間の定めのないもの | 10,216 | 10,850 | 1,739 | 1,816 | — | — | — | — | | |
| 残 存 期 間 別 合 計 | 92,504 | 93,416 | 23,583 | 23,874 | 27,258 | 27,825 | — | — | | |

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ◎貸倒引当金内訳」に詳しく掲載しております。(25ページを参照願います。)

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | | | | | 目的使用 | | その他 | | | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 製造業 | 30 | 28 | 28 | 26 | — | — | 30 | 28 | 28 | 26 | — | — |
| 農業、林業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁業 | 234 | 235 | 235 | 236 | — | — | 234 | 235 | 235 | 236 | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 334 | 329 | 329 | 348 | — | — | 334 | 329 | 329 | 348 | — | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 5 | 5 | 5 | 5 | — | — | 5 | 5 | 5 | 5 | — | — |
| 卸売業、小売業 | 25 | 26 | 26 | 34 | — | — | 25 | 26 | 26 | 34 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 126 | 125 | 125 | 125 | — | — | 126 | 125 | 125 | 125 | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 5 | 6 | 6 | 0 | — | — | 5 | 6 | 6 | 0 | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 92 | 90 | 90 | 88 | — | 2 | 92 | 88 | 90 | 88 | — | — |
| 合計 | 854 | 848 | 848 | 866 | — | 2 | 854 | 845 | 848 | 866 | — | — |

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%) | エクスポージャーの額 | | | |
|----------------------|------------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0 % | 3,080 | 20,852 | 2,709 | 20,203 |
| 10 % | 1,993 | 799 | 1,886 | 797 |
| 20 % | 3,195 | 31,748 | 2,902 | 32,481 |
| 35 % | — | 1,624 | — | 1,558 |
| 50 % | 11,062 | — | 11,991 | — |
| 75 % | — | 3,258 | — | 3,147 |
| 100 % | 1,366 | 10,968 | 1,753 | 12,204 |
| 150 % | — | 945 | — | 905 |
| 200 % | 100 | — | 100 | — |
| 250 % | 439 | 1,075 | — | 775 |
| 1,250 % | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | 92,513 | | 93,416 | |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| 信用リスク削減手法 ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|----------|------|------|------|--------------|------|
| | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 1,119 | 982 | 559 | 409 | — | — |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

| | 28年度 | 29年度 |
|---------------|------|------|
| 証券化エクスポージャーの額 | 199 | — |
| カードローン | — | — |
| 住宅ローン | — | — |
| 自動車ローン | — | — |
| 財政融資資金貸付金 | 199 | — |

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト区分 (%) | エクスポージャー残高 | | 所要自己資本の額 | |
|--------------------------|------------|------|----------|------|
| | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 20 % | 199 | — | 1 | — |
| 50 % | — | — | — | — |
| 100 % | — | — | — | — |
| 350 % | — | — | — | — |
| 1,250 % | — | — | — | — |
| 合 計 | 199 | — | 1 | — |

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|-------------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上 場 株 式 等 | 642 | 642 | 504 | 504 |
| 非 上 場 株 式 等 | 386 | — | 389 | — |
| 合 計 | 1,029 | 642 | 893 | 504 |

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|
| 売 却 益 | 31 | 53 |
| 売 却 損 | 0 | 0 |
| 償 却 | — | — |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|
| 評 価 損 益 | △ 30 | △ 27 |

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|
| 評 価 損 益 | — | — |

7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| 運用勘定 | | | 調達勘定 | | |
|---------|--------|--------|-------------|--------|--------|
| 区 分 | 金利リスク量 | | 区 分 | 金利リスク量 | |
| | 平成28年度 | 平成29年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 貸 出 金 | 215 | 291 | 定期性預金 | 233 | 220 |
| 有価証券等 | 440 | 599 | 要求払預金 | 46 | 58 |
| 預 け 金 | 235 | 260 | そ の 他 | 8 | 8 |
| コールローン等 | — | — | 調 達 勘 定 合 計 | 287 | 286 |
| そ の 他 | — | — | | | |
| 運用勘定合計 | 890 | 1,150 | | | |

| | | |
|------------|-----|-----|
| 銀行勘定の金利リスク | 603 | 864 |
|------------|-----|-----|

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、当金庫が保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値により計算される経済価値の低下として算出しております。
2. 預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求により随時払出される預金のうち引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を「コア預金」と定義し、当金庫では要求払預金の50%相当額を2.5年の残存期間としてリスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定のリスク量を相殺して算定しています。
銀行勘定の金利リスク（864百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1,150百万円）－調達勘定の金利リスク量（286百万円）

<定性的な開示事項>

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている出資金で調達しております。その他、金融機能強化法の改正に伴い、資本調達手段が多様化しましたので万一の資本不足に備えて優先出資が発行できるよう定款変更を行い、21年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行なうこととなっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行ってきており、自己資本の充実度は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保持していると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの利益計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第1義的な施策としております。

3. 信用リスクに関する項目

信用リスクとは、お取引先の財務状況が悪化し、融資の回収（元金や利息）が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を融資業務関連の各種規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、当金庫では、厳格な自己査定を実施しているほか、信用リスクの計量化に向けてインフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会や理事会に報告する体制としております。

貸倒引当金は、「資産査定要領」による厳格な自己査定のうち、「償却・引当金計上基準書」に基づき、一般貸倒引当金は債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、個別貸倒引当金は優良担保等を除いた未保全額に対して算定しております。それぞれの結果については、独立監査人による監査を受けるなど適切な計上に努めております。

(2) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者ごとの掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関は、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の定めたリスク・ウェイトを使用することになります。

当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、次の4社の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、リスク・アセット額を軽減する手法のことです。

当金庫では、以下の方法を採用しています。

(1) 適格金融資産担保

定期預金、定期積金を担保とする貸出金について、担保額をリスク削減額としています。

担保額は、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲以内としています。なお、お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めております。

(2) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

具体的には、政府保証債などがこれにあたります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引等があります。

当金庫は、派生商品取引や長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化させることです。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されます。

当金庫は、投資家として有価証券投資の一環として取扱っております。

リスクの認識については、裏付資産の状況、適格格付機関の格付情報等により把握し、「リスク管理委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて「常勤理事会」や「理事会」に報告し、適切なリスク管理に努めております。

当該証券投資における信用リスク・アセットの判定にあたっては、前記3の「信用リスクに関する項目」の(2)「リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関」と同じです。

当該証券投資の取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づき適正に運用・管理を行っております。また、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務基準」に従った適切な処理を行っております。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクをいい、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスクとシステムリスクについて特に重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理委員会で管理しています。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

(1) 事務リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの把握に努め、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。多様化、複雑化する業務に対応し想定される事務リスクを回避するため、随時、各種規程等の見直しを行うとともに事務指導を強化しております。

(2) システムリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステムは金庫の業務運営に欠かせない存在となっています。したがって、システムの誤作動や不正使用などが発生した場合には、お客様からの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。こうした認識のもと、「情報資産保護に関する基本方針」を策定し、リスク管理委員会において適切な管理を行っております。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法によるオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値とされており、当金庫の平成30年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、131百万円となりました。

8. 株式等エクスポージャーに関する事項

株式や株式関連投資信託等に係る運用については、当金庫の経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する株式等には、市場価格等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴います。当金庫では、上場株式については日々時価により、また非上場株式については財務諸表に基づく評価を適宜実施するなど、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。

価格変動に伴う予想損失額については、上場株式や投資信託はVaRで算出される計数により算定し、金利リスクと併せて定期的に常勤理事会に報告するほか、リスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理の検討資料としております。

なお、当該取引における会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っています。

9. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって資産価値が減少し損失を被るリスクのことです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、金利リスクに関する内部データの蓄積や理論的検証等の確立に努め、適切な管理を行うことを基本方針としています。

金利リスクは経営体力や収益性等を勘案しコントロールしていくべきリスクと認識しており、そのリスク量を定期的にVaRにより算定し常勤理事会に報告するほか、リスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理の検討資料としております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は、アウトライヤー基準に従い、以下の定義に基づいて算定しております。

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ①計測手法 | ラダー方式 |
| ②コア預金 | 対象：流動性預金 算定方法：現残高の50%相当額 期間：2.5年 |
| ③金利感応資産・負債 | 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債 |
| ④金利ショック幅 | 99%タイルまたは1%タイル値 |
| ⑤リスク計測の頻度 | 月次（前月末基準） |

1. 総代会制度について

総代会制度と機能について

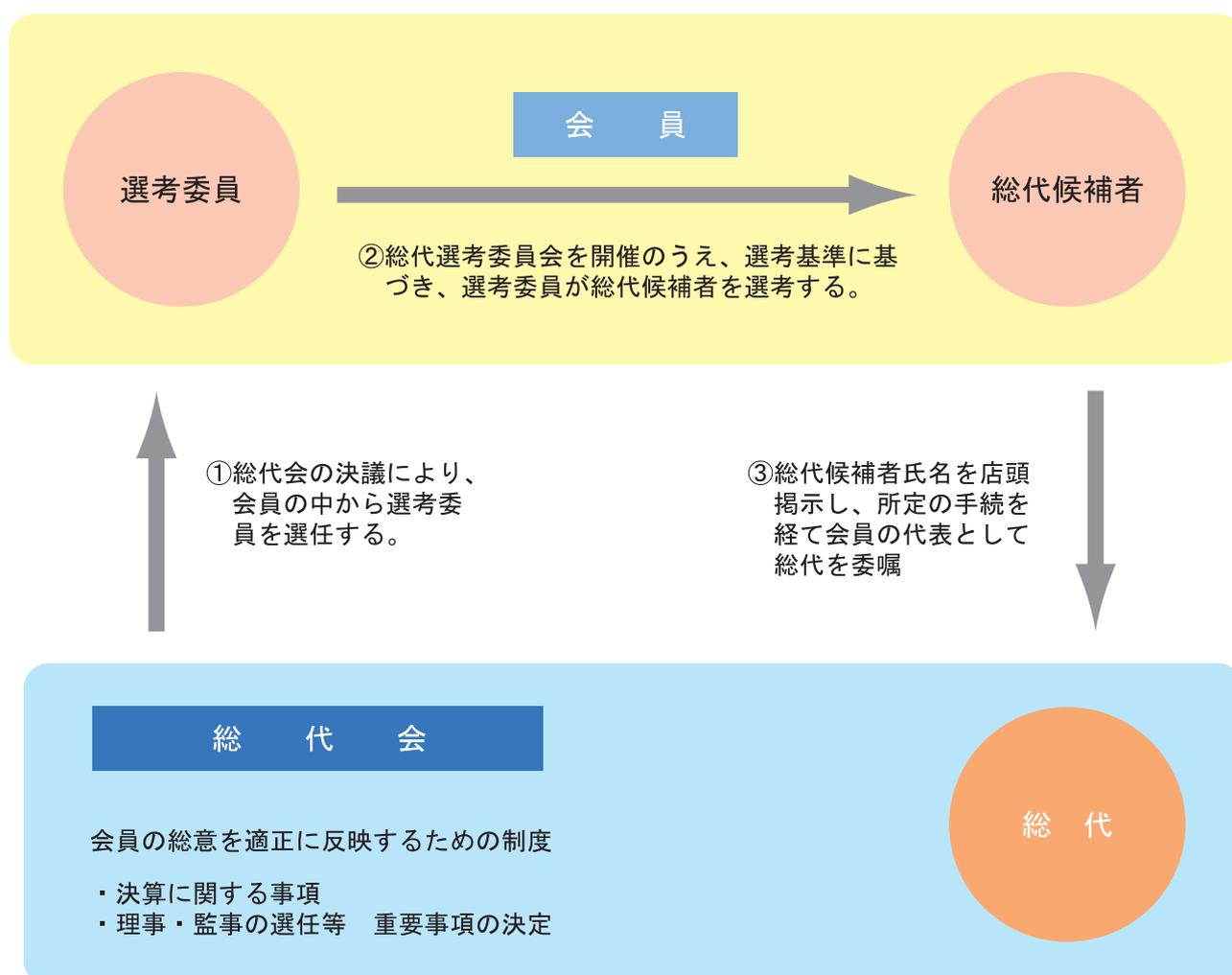
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は70人以上100人以内で、選任区域毎に会員数の割合に応じて総代定数を定めております。なお、平成30年3月31日現在の会員数は、5,787名です。

【選任地区別の会員数】 (平成28年2月末日現在)

| 選任地区 | 会員数(人) | 構成比(%) | 総代定数(人) |
|------|--------|--------|---------|
| 1区 | 956 | 16.9 | 17 |
| 2区 | 872 | 15.4 | 15 |
| 3区 | 1,128 | 19.9 | 20 |
| 4区 | 1,217 | 21.5 | 22 |
| 5区 | 1,494 | 26.3 | 26 |
| | 5,667 | 100.0 | 100 |

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します。(異議があれば申し立てできます)

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
総代の選考時、年齢が75歳未満の者
総代として相応しい見識を有し、良識を持って判断できる者
人格にすぐれ、金庫の理念、使命を十分に理解している者
その他総代選考委員が適格と認めた者

(3) 総代の氏名 (95名)

(お名前は順不同敬称略)

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 第1区 (17名) | 第3区 (20名) | 牧田 拓⑤ |
| 大 浜 晴 彦⑤ | 八嶋合名会社⑤ | 四 柳 慎 二⑦ |
| 四 方 正 治⑩ | 石 灰 治 一⑫ | 北 川 保 博② |
| 明 尚 志② | 林 勇 司② | 笹 谷 幸 子③ |
| 京 谷 銚⑫ | 京 谷 隆② | 明 裕 之① |
| 石 井 廣 司⑧ | 鷺 北 昭 雄⑤ | 下 保 隆① |
| 甲 谷 英 敏⑦ | 長 徳 祐 治⑥ | 藤 岡 啓 一① |
| 永 野 康 己④ | 米 田 秀 樹⑥ | 第5区 (24名) |
| 片 境 清 巳⑤ | 中 野 岳⑤ | 鈴 木 洋 一⑧ |
| 石 灰 憲 夫⑫ | 野 村 賢 政⑧ | 石 橋 正 好③ |
| 門 嶋 勇⑤ | 石 橋 武 司⑤ | 矢 野 千 賀 子① |
| 北 山 剛⑤ | 清 澤 博 昭④ | 鍛 冶 功 一⑤ |
| 棚 辺 喜 一④ | 矢 野 亮 一⑩ | 江 尻 正 洋⑩ |
| 森 浩 一⑥ | 川 口 利 昭② | 澤 田 将 稔⑥ |
| 越 後 正① | 中 野 清 志② | 松 原 隆 治⑥ |
| 津 幡 真 一① | 本 郷 喜 博⑥ | 谷 内 彰③ |
| 丸共シーランド㈱① | 児 玉 治① | 竹 林 勝 義⑧ |
| 片 境 孝 吉⑨ | 中 曾 修 一⑦ | 炭 元 嘉 雄⑧ |
| 第2区 (14名) | 第4区 (20名) | 新 田 政 信④ |
| 石 灰 晃⑪ | 堀 田 澄 央③ | 渡 孝 志③ |
| 石 黒 誠⑥ | 針 山 常 夫⑦ | 林 省 次② |
| 三 箇 洋⑤ | 鳥 本 正 信⑤ | 岩 井 要 二 郎② |
| 野 村 良 範⑥ | 第4区 (20名) | 針 山 英 和② |
| 能 登 征 治⑥ | 新 川 則 明⑥ | 石 橋 弘 行① |
| 山 峯 直 義③ | 明 輝 一④ | 富 山 土 石 協 業 組 合⑬ |
| 二 口 弘 一④ | 本 郷 康② | 前 川 政 光⑫ |
| 射水ケーブルネットワーク㈱① | 中 田 繁 吉③ | 真 野 博 次⑨ |
| 渋 谷 勉② | 甲 谷 義 昭⑥ | 森 弘⑦ |
| 小 杉 稔⑫ | 和 田 格④ | 本 多 憲 昭⑤ |
| 久 湊 治 夫⑥ | 分 家 一 嘉⑮ | 金 原 武 夫③ |
| 鷺 塚 文 夫⑩ | 石 丸 修 治④ | 長 谷 川 修 博② |
| 石 灰 甚 一⑯ | 橋 川 俊 正⑪ | 藤 澤 善 寿① |
| 酒 井 修 治⑪ | 倉 谷 博⑦ | |
| | 西 井 伸 一⑦ | |
| | 今 牧 繁⑤ | |
| | 笹 谷 隆 吉⑤ | |
| | | (定員100名) |

注1：氏名の掲載については個人情報保護法に基づく同意を得ております。
 注2：氏名の後の数字は総代への就任回数です。(平成30年6月15日現在)
 注3：平成30年6月30日現在の総代数は、第2区から1名、第4区から2名、第5区から2名減となり、95名となっております。

3. 第95期通常総代会の決議事項

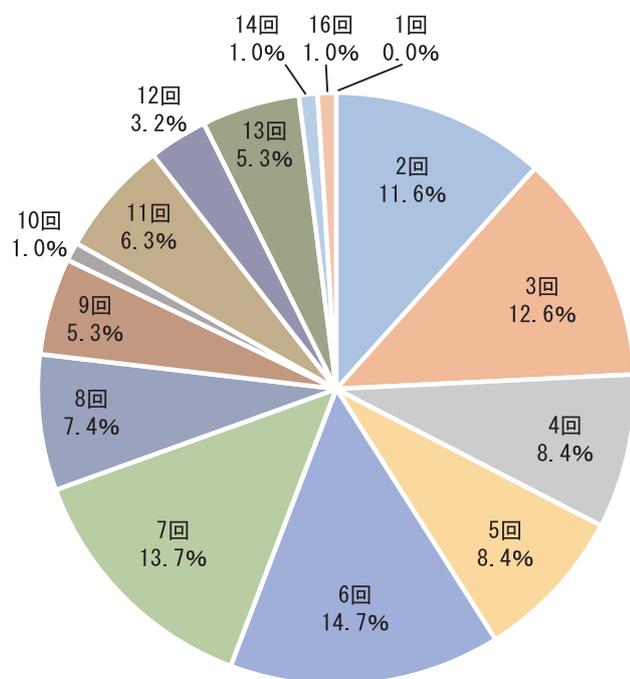
以下の議案が原案通り承認可決されました。

- 報告事項
第95期 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
第4号議案 理事1名選任の件
第5号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈の件
第6号議案 総代候補者選考委員25名選任の件

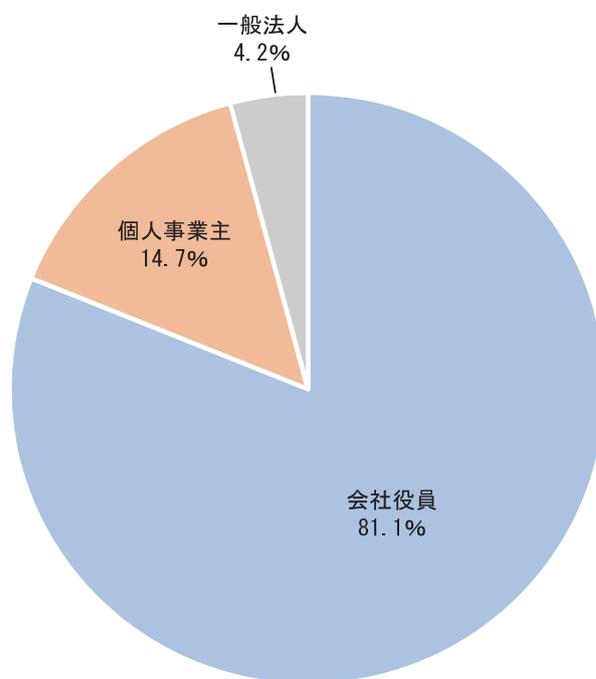
4. 総代会に係る開示充実に関する施策について

(現在の総代人数：95人)

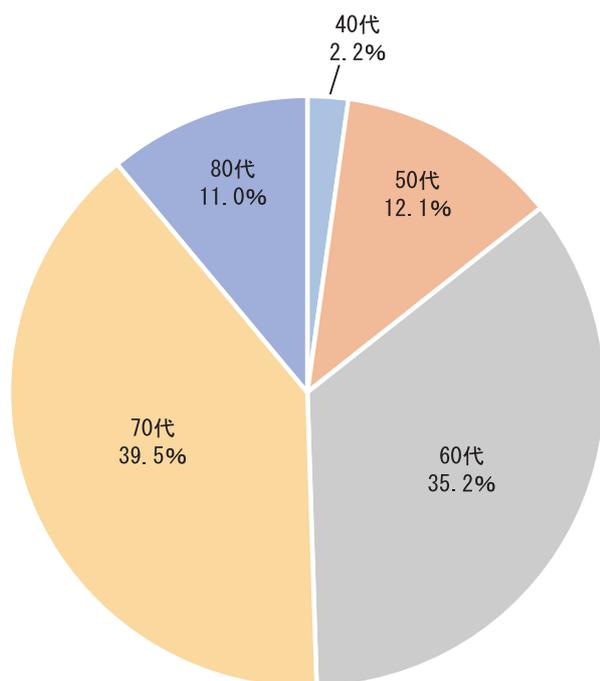
就任回数の割合



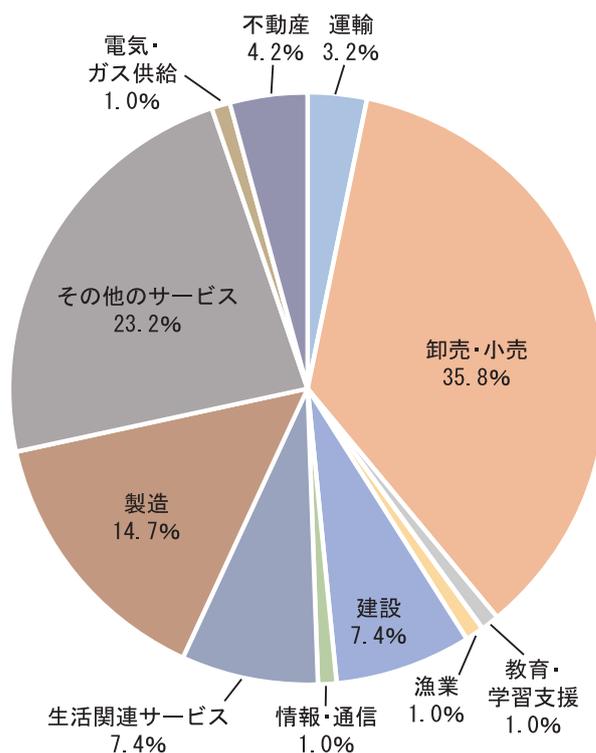
職業の割合



年齢の割合(個人:91名中)



業種の割合



当金庫の地域貢献活動について

《Face to Faceで地域社会と積極的に関わっていきます》

当金庫の地域貢献活動

当金庫では、地元射水市を中心とした地域のお客様とのつながりを第一に考えております。これからもさまざまな形で地域社会の皆様にご貢献できる活動をおこなっていきたくと考えております。

■地元のお祭りへの参加

地元のお祭り「大門風祭り」へ参加。今年は商業部門でグランプリを受賞しました。



■環境保護への貢献

平成14年より継続して役職員全員で海岸通りの清掃を実施しています。



■ボランティア活動

当金庫旧新町支店跡を利用した「チャレンジショップとまちの賑わい創出プロジェクト」のDIYボランティアへ当庫からも職員を派遣して、ペンキ塗りやブースの組立などの作業を行いました。



地元の夏祭り「内川十楽の市」で浴衣姿の方に飲み物を配布するボランティアや宝くじひき場のお手伝いをするボランティアを行いました。



■「特殊詐欺撲滅キャンペーン」を実施

年金振込日に詐欺被害防止として「特殊詐欺撲滅キャンペーン」を実施。お客様に防止のチラシを配布しました。



■「いっちゃん！リレーマラソン」に参加

金庫のPRと職員交流を兼ね、地元で人気のイベント「いっちゃん！リレーマラソン」(太閤山ランド)に職員22名で参加し全員完走をしました。



■金融経済教育、地域貢献活動として
「いみず企業見学バスツアー」への参加

射水市学生企業訪問支援事業の一環として、次世代を担う学生に当金庫の説明及び見学会を行いました。



■地域中小企業・小規模企業支援事業
「合同シニア人材交流会」を実施

県内信用金庫（3金庫）で合同のシニア人材交流マッチングを実施しました。



■地元住民の皆様との交流

中曽根支店で地元の商工フェアに参加し、地元住民の皆様にはパルーンアートを披露するなど交流を深めました。



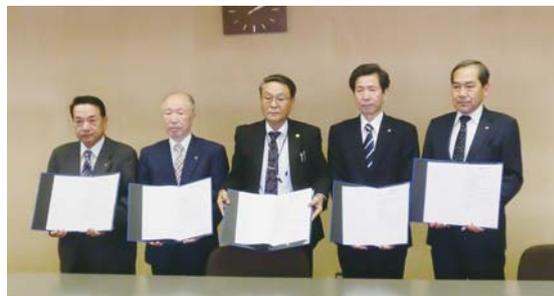
■中曽根支店「文化講演会」

中曽根支店主催で射水市観光ボランティアの方2名をお招きして、「射水市ベイエリア内川周辺の観光スポット歴史再発見」を題材に文化講演会を開催しました。



■北陸税理士会4支部と業務連結

中小企業を支援する体制を強化するため、北陸税理士会の富山、高岡、砺波、魚津の4支部とそれぞれ業務協力に関する連携協定を締結しました。



■懸賞付定期預金 当選番号抽選会

地域のお客様に参加して頂き、「第9回懸賞付定期預金夢2017」の当選番号抽選会を行いました。



■第12回 しんきんビジネスフェア
北陸ビジネス街道 2017(富山産業展示会 テクノホール)

毎年、開催している北陸三県信用金庫の合同しんきんビジネスフェアが、今年初めて富山県内での開催となりました。当金庫も出展されたお客様のサポートを行い、ビジネスマッチングを積極的に支援しています。



預金商品のご案内

| 種 類 | 内 容 | お預入金額 | 期 間 | |
|---------------------------|---|--|-----------------------|-----------------|
| 総 合 口 座 | 「貯める」「支払う」「借りる」のくらしに便利な機能を一冊の通帳にセットした預金です。公共料金等の自動支払いや年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。 | 1 円以上 | 自 由 | |
| 普 通 預 金 | 自動融資がセットされていますので、お預け入れ定期預金残高の90%、最高200万円までご融資が受けられます。 | 初回 1,000円以上 | 自動継続扱い | |
| 定 期 預 金 | | | | |
| 当 座 預 金 | 商取引の決済などに、小切手・手形をご利用いただくための預金です。 | 1 円以上 | 自 由 | |
| 普 通 預 金 | いつでもお預け入れ、お引き出しができるほか、公共料金やクレジット代金等の自動支払い、年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。 | 1 円以上 | 自 由 | |
| 無利息型普通預金 (決 済 性 預 金) | 普通預金と同様の機能を持っています。利息は付きませんが、預金保険制度によりこの預金の全額が保護されます。 | 1 円以上 | 自 由 | |
| 貯 蓄 預 金 | 30万円型と10万円型の2種類あり、基準残高以上でより有利な利息が付きます。自動受取口座や自動支払口座の指定はできません。 | 1 円以上 | 自 由 | |
| 通 知 預 金 | まとまった余裕資金の短期間の運用に適しています。 | 1 万円以上 | 7 日間据置 | |
| 納 税 準 備 預 金 | 納税資金をご準備、お支払いいただくための預金です。お利息に税金はかかりません。 | 1 円以上 | お引き出しは 納税時のみ | |
| 定 期 預 金 | スーパ一定期 | 預金を有利に運用するための商品です。300万円以上ではより有利に運用できます。3年以上の預入では半年複利となります。 | 1,000円以上 | 1 ヶ月以上 5 年以内 |
| | 大口定期預金 | 大口の資金運用に最適・有利です。 | 1,000万円以上 | 1 ヶ月以上 5 年以内 |
| | 期日指定定期預金 | 1年複利の有利な預金です。最長3年の預入で、据置期間（1年）経過後は、自由にお引き出し・一部支払いできます。 | 1,000円以上 1,000万円以下 | 1 年据置 3 年未満 |
| | 変動金利型定期預金 | 市場金利の動きにあわせて、6ヵ月毎に利率を変更します。 | 1,000円以上 | 1 年以上 3 年以内 |
| | 積立定期預金 | 目標額にあわせて、マイペースで着実な財産づくりに最適です。 | 1,000円以上 | 1年・2年・3年 |
| 財 形 預 金 | 一般財形預金 | 将来に備えて自由にご利用できます。（お利息は課税扱いです）1年経過後払戻し自由です。 | 1,000円以上 | 積立期間 3 年以上 |
| | 財形年金預金 | 年金資金を貯める預金です。お利息とあわせて550万円まで（財形住宅と合算）非課税です。 | 1,000円以上 550万円未満 | 積立期間 5 年以上 |
| | 財形住宅預金 | 住宅取得資金を貯める預金です。お利息とあわせて550万円まで（財形年金と合算）非課税です。 | 1,000円以上 550万円未満 | 積立期間 5 年以上 |
| 定期積金(スーパー積金) | 目標に合わせて毎月計画的に積立できます。 | 1,000円以上 | 1 年以上 5 年以内 | |

オリジナル商品

| 種 類 | 内 容 | お預入金額 | 期 間 |
|------------------------------|---|--------------------------|---------|
| 子育て応援定期積金 のびのびクラブ | 満18歳以下のお子様がいらっしゃる親権者の方が対象です。定期積金に一定の金利を上乗せします。 | 1万円以上10万円以下 (1万円の整数倍) | 3 年・5 年 |
| 味覚の会 定期積金 | 女性の方限定の商品となります。毎月の掛金の中から会費を積立し、春・秋のグルメツアーに参加できます。 | 10,000円 (うち2,000円会費) | 2 年・3 年 |
| ぬ く も り (年 金 受 給 者 限 定) | 年金お受取口座通帳へ定期預金をセットすると、その定期預金に一定の金利を上乗せします。 | 300万円以内 | 1 年 |
| | 年金のお受取口座に指定いただきますと、普通預金に一定の金利を上乗せします。 | 1 円以上 | 自 由 |
| ゆとり年金積金 (年 金 受 給 者 限 定) | 年金お受取月に合わせて、2ヵ月毎に積立します。定期積金に一定の金利を上乗せします。 | 5,000円以上 | 2 年・3 年 |

融資商品のご案内（個人向けローン）

| 種 類 | 内 容 | 限度額 | 期 間 | |
|------------------------------------|---|---|-----------------|------------------|
| 住 宅 ロ ー ン | 住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅用土地の購入、住宅資金の借換資金などにご利用いただけます。変動金利（半年毎金利変動）や固定金利（特約期間2年・3年・5年・10年）を選択できます。 | 最高8,000万円 | 最長35年 | |
| | 住まいの増改築の資金のほか、照明器具等のインテリア購入、造園・ガレージ等の工事資金としてもご利用いただけます。 | 最高1,000万円 | 最長15年 | |
| | 無担保で、住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅用土地の購入、住宅資金の借換資金などにご利用いただけます。 | 最高1,500万円 | 最長20年 | |
| 目 的 別 ・ フ リ ー ロ ー ン | マイカーローン | 自動車（新車・中古車）のご購入、運転免許取得費用、車検費用、修理費用など、幅広くご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 最長10年 |
| | 教育ローン | 入学金・授業料など学校納付金、受験費用などにご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 最長16年 (据置期間含) |
| | 個人ローン | 健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。(ただし、事業資金は除きます) (リビング・プライダグ・メディカル・トラベル・カルチャー・レディース) | 500万円以内 | 10年以内 |
| | シニアライフローン | 満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象に、健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 | 100万円以内 | 10年以内 |
| | サポート500 | お使いみちはご自由です。 | 500万円以下 | 10年以内 |
| | 大型フリーローン800 | お使いみちはご自由です。 | 800万円以下 | 10年以内 |
| カ ー ド ロ ー ン | お使いみちはご自由です。(ただし、事業資金は除きます) | 最高50万円 | 最長3年 (自動更新) | |
| ス ー パ ー き ゃ っ す る (カ ー ド ロ ー ン) | お使いみちはご自由です。(ただし、事業資金は除きます) | 最高500万円 | 3年 (自動更新) | |
| 教 育 カ ー ド ロ ー ン | 教育資金全般にご利用でき、極度額までご利用できます。 | 最高500万円 | 在学期間内及び 最長7年 | |

その他、**職域サポートローン**をご用意しています。
(職域サポートとは、当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの皆様に、金利優遇融資商品の提供など、福利厚生面でお手伝いする取組みです)

融資商品のご案内（事業者向け資金）

| 種 類 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 割 引 手 形 | 一般商業手形の割引にご利用いただけます。 |
| 手 形 貸 付 | 仕入資金など短期運転資金にご利用いただけます。 |
| 証 書 貸 付 | 設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 |
| 当 座 貸 越 | 約定金額まで、当座決済資金をご融資いたします。 |
| 事 業 者 カ ー ド ロ ー ン | 最高1,000万円まで、事業運転資金としてご利用いただけます。 |
| 制 度 融 資 | 地方公共団体（富山県・射水市・高岡市・富山市など）の制度融資をご利用いただけます。 |
| 代 理 貸 付 | 信金中央金庫・日本政策金融公庫などのご融資もお取り扱いしています。 |

※各種ローン等は、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証協会など一定の基準を満たす必要があります。
また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。

各種サービスのご案内

| サービス名 | 内 容 ・ 特 色 |
|----------------------------------|---|
| キャッシュサービス | 新湊信用金庫の本支店のほか、全国の提携金融機関（郵便局を含む）のキャッシュコーナーもご利用になれます。（一部ご利用になれないコーナーもありますのでご利用の都度ご確認ください。） |
| しんきんゼロネットサービス | 新湊信用金庫のキャッシュカードなら、しんきんゼロネット加入の全国の信用金庫で、平日・土曜日（一部）はCD・ATMのご利用手数料が無料です。 |
| デビットカードサービス | お買い物やお食事の際、現金を持たずにキャッシュカードで直接口座から代金を支払うことができる、大変便利なサービスです。加盟店ならどこでもご利用になれます。 |
| 自動受取サービス | 給与・ボーナス・年金などが、受取日に自動的にご指定の預金口座に入金されますので、安全・便利です。 |
| 自動支払サービス | 電気・ガス・水道・電話・放送受信料のほか、税金・保険料・学費・各種クレジットなどが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。 |
| クレジットカード | しんきんJCB・VISAなどのカードを取り扱っております。国内または国外でのショッピングなど、各加盟店でご利用になれます。 |
| 自動集金サービス | お客様の集金金額をお取引先の預金口座から、自動振替で引き落とし、お客さまの口座に一括してご入金するサービスです。集金引き落としの口座は、銀行・郵便局でも可能です。 |
| インターネットバンキング | お手持ちのパソコンや携帯電話を利用して、口座の照会やお振込ができる便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱よりもお得です。 |
| 法人インターネットバンキング | ご自宅のパソコンから総合振込や給与振込など、大量のお振込が一括でき、口座の残高や入金明細をお手元で管理していただける、便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱よりもお得です。 |
| 料金払込サービス 「Pay-easy（ペイジー）」 | パソコンから、税金・各種料金の払込みがご利用できます。ペイジーマークが記載された払込書の収納機関番号・納付番号・確認番号を入力するだけで、ご指定の口座から払出し、収納機関へ自動的に送金するサービスです。 |
| 定額自動送金サービス | 家賃・月謝・会費・仕送りなど毎月決まった金額を、ご指定の口座へ自動的に送金するサービスです。 |
| 外 貨 両 替 | 外貨通貨（米国ドル）と日本円の交換を行います。本店営業部でお取り扱いしております。 |
| 貸 金 庫 | 証書・株券・権利書・実印・貴金属等の重要書類、貴重品を盗難や火災から守り安全に保管いたします。本店営業部でお取り扱いしております。 |
| 夜 間 金 庫 | お客様の夜間や早朝などの売上や集金を、投げ入れ金庫にて安全にお預かりいたします。本店営業部、中曽根支店、歌の森支店にてお取り扱いしております。 |
| 国 債 の 窓 口 販 売 | 個人向け国債を取り扱っております。 ご購入の際には、保護預り通帳を発行しております。 |
| 保 険 商 品 の 窓 口 販 売 （ 損 害 保 険 ） | 傷害保険をお取り扱いしております。 住宅ローンをご利用になられるお客さまに、大切なマイホームにぴったりの火災保険や地震保険などをご用意いたしております。 |
| 保 険 商 品 の 窓 口 販 売 （ 生 命 保 険 ） | 医療保険、がん保険をお取り扱いしております。 一時払型・積立型の個人年金保険及び学資保険は、現在、お取扱いを休止しています。 |
| A T M 振 込 | 振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得です。振込カードの発行もできますので、2回目以降はカードを入れるだけで簡単にお振込をいただけます。 |
| ス ポ ー ツ 振 興 く じ 払 戻 業 務 | （独）日本スポーツ振興センターが販売するサッカーくじ当選券の払戻しをいたしております。本店営業部と富山支店でのお取扱になります。 |
| で ん さ い ネ ッ ト | 手形・振込に代わる決済手段として、事業者の資金調達の円滑化を図ります。 |

各種手数料一覧

平成30年6月30日 現在

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | |
|---|--|-----------|---------------------------------------|----------------|------------------------|-------------|---------------|------------|------|
| 振込手数料（1件につき） 〔キャッシュカードによるお振込みの場合、別途右記のATM利用手数料がかかる場合がございます〕 | 窓口ご利用の場合 | | 当庫本支店(店内振込も含) | | 他行宛宛 | | | | |
| | | | 5万円未満 | 108円 | 540円 | | | | |
| | | | 5万円以上 | 216円 | 756円 | | | | |
| | ATM・FB・自動振込・モバイルバンキング・テレホンバンキング・IBをご利用の場合及び視覚障がい者の場合 | | 5万円未満 | 108円 | 432円 | | | | |
| | | | 5万円以上 | 216円 | 648円 | | | | |
| 給 与 振 込 | | | - | | 216円 | | | | |
| CD・ATM 利用手数料 〔一部コーナーでご利用時間が異なる場合がございます〕 ※平日15:00以降及び土曜・日曜のお振込みは、翌営業日のお取り扱いとなります。 | | | 平 日 | 土曜日 | | 日曜日 | 12月31日 | | |
| | | | 8:45～18:00 | 18:00～21:00 | 9:00～14:00 | 14:00～17:00 | 9:00～17:00 | 9:00～17:00 | |
| | 当金庫および北陸3県の信用金庫のカード | | 終 日 無 料 | | | | | | |
| | 北 陸 3 県 以 外 の信用金庫のカード | | 無 料 | 108円 | 無 料 | 108円 | 108円 | 108円 | |
| | 他金融機関のカード(入金は提携金融機関のみ) | | 108円 | 216円 | 108円 | 216円 | 216円 | 216円 | |
| ゆうちょ銀行のカード | | 108円 | 216円 | 108円(出金のみ) | 216円(出金のみ) | 216円(出金のみ) | 216円(出金のみ) | | |
| 代 金 取 立 手 数 料 | 遠隔地宛 | | 1 通 | | 同一交換所内 | | 他 行 宛 | | |
| | | | | | 216円 | | 648円 | | |
| そ の 他 の 為 替 手 数 料 | 不渡手形返却料 | | 1通につき648円 | | | | | | |
| | 取立手形組戻料 | | 1通につき648円(ただし、取立のため受託店から発送済みの場合に限りです) | | | | | | |
| | 送金・振込の組戻料 | | 1件につき648円 | | | | | | |
| 小 切 手 帳 等 発 行 手 数 料 | 小切手帳 | | 1冊(50枚綴) | | 648円 | | | | |
| | 約束手形帳 | | 1冊(50枚綴) | | 864円 | | | | |
| | 為替手形帳 | | 1冊(25枚綴) | | 432円 | | | | |
| 証 明 書 発 行 手 数 料 | 残高証明書 | | 1通 | | 324円 | | | | |
| | 取引履歴明細書 | | 1件 | | 108円 | | | | |
| 個 人 情 報 開 示 請 求 手 数 料 | 1通につき | | 540円+郵送料(簡易書留392円) | | | | | | |
| 再 発 行 に 関 す る 手 数 料 | キャッシュカード(毀損・紛失再発行) | | 1,080円 | | | | | | |
| | キャッシュカード(パスワード変更のみ) | | 540円 | | | | | | |
| | 通帳・証書 | | 1,080円 | | | | | | |
| 融 資 関 係 手 数 料 | ローンカード(毀損・紛失再発行) | | 1,080円 | | | | | | |
| | 融資可能証明書 | | 1通 | | 10,800円 | | | | |
| | 不動産担保新規設定 | | 5千万円以上 | | 32,400円 | | | | |
| | | | 5千万円未満 | | 16,200円 | | | | |
| | | | 極度変更・追加設定 | | 16,200円 | | | | |
| | 借入用手形用紙(1枚) | | 54円 | | | | | | |
| | 繰上償還・条件変更 | | 事業資金 | | 5,400円 | | | | |
| 住宅ローン | | | 5,400円 | | | | | | |
| 消費者ローン | | | 1,080円 | | | | | | |
| 株 式 払 込 取 扱 い | | 払込額5千万円未満 | | 料率 2.5 / 1,000 | | | | | |
| | | 払込額5千万円以上 | | 料率 2.0 / 1,000 | | | | | |
| | | 払込額1億円以上 | | 料率 1.5 / 1,000 | | | | | |
| そ の 他 の 諸 手 数 料 | 国債保護預り(年間) | | 1,296円 | | | | | | |
| | 貸金庫(年間) | | 12,960円 | | 夜間金庫(年間) 6,480円 | | | | |
| | 履歴検索システム利用1枚につき | | 216円 | | (5枚以上で1,080円を上限) | | | | |
| | ファームバンキング月額基本料金 | | 1,080円 | | | | | | |
| | インターネットバンキング月額基本料金 | | 個 人 | | 個人事業主・法人 | | | 1,080円 | |
| | | | 無 料 | | (総合振込・給与振込・データ伝送利用の場合) | | | 2,160円 | |
| しんきん自動集金サービス | | 月額基本料 | | 1,080円 | 引落手数料 | | 1件 162円 | | |
| 両 替 手 数 料 | 両 替 枚 数 | | 1枚～100枚 | | 無料 | | 101枚～300枚 | 108円 | |
| | | | 301枚～1,000枚 | | 324円 | | 1,001枚～2,000枚 | | 648円 |
| | | | 2,001枚以上1,000枚ごとに324円加算 | | | | | | |
| | 両 替 機 | | 紙幣から硬貨(棒金)への両替 | | | 年間/19,440円 | | | |
| 紙幣から紙幣、硬貨(バラ)への両替 | | | 無料 | | | | | | |

(注) 手数料等の金額には、消費税・地方税が含まれています。

・詳しくは窓口にお問い合わせください。

当金庫の沿革・あゆみ

[沿革・あゆみ]

| | | | |
|----|-----|--------|---|
| 大正 | 13年 | 5月20日 | 法人の創立 |
| | 13年 | 7月14日 | 「産業組合法」に基づき「新湊信用組合」として開業 |
| 昭和 | 27年 | 3月1日 | 「信用金庫法」に基づき「新湊信用金庫」に改組 |
| | 28年 | 10月5日 | 「東部支店」を新設 |
| | 29年 | 5月8日 | 創業30周年記念式挙行 |
| | 33年 | 6月10日 | 「西部支店」を新設 |
| | 37年 | 12月3日 | 「本店」新築落成 |
| | 37年 | 12月3日 | 「東部支店」を移転「新町支店」と改称 |
| | 39年 | 10月18日 | 創業40周年記念式挙行 |
| | 40年 | 3月1日 | 「西部支店」移転新築 |
| | 40年 | 12月13日 | 「高岡支店」を新設 |
| | 44年 | 12月31日 | 預金50億円達成 |
| | 47年 | 12月1日 | 「富山支店」を新設 |
| | 48年 | 12月31日 | 預金100億円達成 |
| | 49年 | 5月11日 | 創業50周年記念式挙行 |
| | 51年 | 4月20日 | 「高岡北部支店」を新設 |
| | 54年 | 8月6日 | 「新町支店」移転 |
| | 55年 | 3月31日 | 預金200億円達成 |
| | 59年 | 5月14日 | 創業60周年記念式挙行 |
| | 59年 | 6月25日 | 「高岡支店」新築開店 |
| | 63年 | 12月31日 | 預金300億円達成 |
| 平成 | 4年 | 12月31日 | 預金400億円達成 |
| | 7年 | 5月8日 | 旧本店隣接地に「新本店」を新築開店 |
| | 7年 | 5月8日 | ビンゴゲーム付定期積金新発売（全国初） |
| | 9年 | 10月8日 | インターネットホームページ開設 |
| | 10年 | 10月5日 | インターネットバンキング サービス開始 |
| | 11年 | 3月29日 | 郵便貯金とのATM提携開始 |
| | 12年 | 12月4日 | しんきんATMゼロネットサービス取扱い開始 |
| | 13年 | 10月22日 | 新型定期預金「ビック1000」の取扱開始 |
| | 13年 | 11月11日 | 「休日ローン相談会」開催開始 |
| | 14年 | 8月31日 | 「新湊信金クリーン作戦」（清掃奉仕）を地域貢献事業として始める |
| | 14年 | 10月1日 | 生命保険（個人年金保険）業務の窓口販売開始 |
| | 15年 | 3月12日 | 個人向け国債等の募集の取扱い開始 |
| | 15年 | 8月25日 | リレーションシップバンキング機能強化計画に基づく推進計画を策定 |
| | 15年 | 12月24日 | 預金500億円達成 |
| | 16年 | 6月18日 | 外部会計監査人2名を選任 |
| | 17年 | 3月15日 | 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定 |
| | 17年 | 9月29日 | 国民生活金融公庫と新規開業支援等における「業務提携・協力に関する覚書」を締結 |
| | 18年 | 2月24日 | 顧客満足度（CS）アンケート調査を実施 |
| | 18年 | 9月25日 | 「歌の森支店」新設 |
| | 18年 | 10月11日 | 北陸地区信用金庫合同ビジネスフェア「北陸ビジネス街道2006」を開催 |
| | 19年 | 8月6日 | 新商品「しんきんきゃつする」カードローンの取扱い開始 |
| | 19年 | 11月12日 | 高岡北部支店を高岡支店に統合し、高岡北部支店所在地に移転 |
| | 19年 | 11月14日 | 事故防止の観点から連続指定休業制度を制定し20年4月より実施 |
| | 19年 | 12月17日 | 業務の健全性・適切性確保のため、「内部管理基本方針」を制定 |
| | 20年 | 2月14日 | 自己資本の充実及び適切な管理のため、「自己資本管理方針」、「同規程」を策定 |
| | 20年 | 5月28日 | 営業区域を高岡市全域及び富山市全域に拡張 |
| | 20年 | 10月14日 | 「大門支店」を新設 |
| | 20年 | 11月1日 | 反社会的勢力との関係遮断を目的として、「反社会的勢力への対応規定」を制定 |
| | 21年 | 2月2日 | 富山県信用金庫統一商品「しんきん傷害保険付定期積金（安心たまる君）」発売 |
| | 21年 | 9月30日 | 預金700億円達成 |
| | 21年 | 12月22日 | 金融円滑化法の実施に向け「地域金融円滑化のための基本方針」を制定 |
| | 22年 | 9月14日 | 金融ADR制度への対応として「苦情等への対処規程」を策定 |
| | 23年 | 3月1日 | 富山県信用金庫統一商品「しんきんの学資保険」発売 |
| | 23年 | 8月16日 | 預金800億円達成 |
| | 25年 | 2月18日 | 電子記録債権サービス「でんさい」取り扱い開始 |
| | 26年 | 6月16日 | 創業90周年記念式挙行 |
| | 27年 | 5月25日 | 新町支店が高岡市中曾根に移転新築、「中曾根支店」に改称 |
| | 28年 | 7月22日 | 営業区域を富山県全域に拡張 |
| | 29年 | 4月3日 | 信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱い開始 |
| | 29年 | 8月22日 | 地域社会の発展に寄与することを目的とし、TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結 |
| | 29年 | 9月7日 | 地域経済の発展と中小企業支援等のために北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結 |
| | 29年 | 10月11日 | 地域経済の発展と中小企業振興を目的とし、富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結 |

索引（開示基準項目）

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

| | |
|---|---|
| <p>1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. 事業の組織…………… 2</p> <p>ロ. 理事・監事の氏名及び役職名…………… 2</p> <p>ハ. 事務所の名称及び所在地…………… 3</p> <p>2. 金庫の主要な事業内容…………… 4</p> <p>3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ. 直近の事業年度における事業の概況…………… 5</p> <p>ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項…………… 6</p> <p>(1) 経常収益</p> <p>(2) 経常利益</p> <p>(3) 当期純利益</p> <p>(4) 出資総額及び出資総口数</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 預金積金残高</p> <p>(8) 貸出金残高</p> <p>(9) 有価証券残高</p> <p>(10) 単体自己資本比率</p> <p>(11) 出資に対する配当金</p> <p>(12) 役員数及び常勤役員数</p> <p>(13) 職員数</p> <p>(14) 会員数</p> <p>ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な業務の状況を示す指標</p> <p>①業務粗利益・業務粗利益率…………… 6</p> <p>②資金運用収支、役務取引等収支、 その他業務収支…………… 6</p> <p>③利鞘、総資産経常利益率、総資産当期純利益率…………… 6</p> <p>④資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り…………… 7</p> <p>⑤受取利息・支払利息の増減…………… 7</p> <p>(2) 預金に関する指標</p> <p>①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金の平均残高…………… 7</p> | <p>②固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高…………… 7</p> <p>(3) 貸出金等に関する指標</p> <p>①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高…………… 8</p> <p>②固定金利・変動金利の貸出金残高…………… 8</p> <p>③担保の種類別の貸出金残高、債務保証見返額…………… 8</p> <p>④貸出金用途別残高…………… 8</p> <p>⑤住宅ローン・消費者ローン別残高内訳…………… 9</p> <p>⑥業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合…………… 9</p> <p>⑦預貸率の期末値及び期中平均値…………… 9</p> <p>(4) 有価証券に関する指標…………… 10</p> <p>①有価証券の種類別の残存期間別の残高</p> <p>②有価証券の種類別の平均残高</p> <p>③預証率の期末値及び期中平均値</p> <p>4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. リスク管理の体制…………… 11</p> <p>ロ. 法令等遵守（コンプライアンス）の体制…………… 12</p> <p>ハ. 金融ADR制度への対応…………… 12</p> <p>ニ. 顧客保護等管理方針…………… 13</p> <p>ホ. 反社会的勢力に対する基本方針…………… 13</p> <p>ヘ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況…………… 14～15</p> <p>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書…………… 16～21</p> <p>ロ. 金庫が法38条の2第3項の規程に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 21</p> <p>ハ. リスク管理債権及び保全状況…………… 22</p> <p>ニ. 金融再生法開示債権及び保全状況…………… 23</p> <p>ホ. 有価証券の取得価額、時価及び評価損益…………… 24</p> <p>ヘ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 25</p> <p>ト. 貸出金償却の額…………… 25</p> <p>6. 報酬等に関する事項…………… 26</p> |
|---|---|

【自己資本の充実の状況】

以下の項目は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について、金融庁長官が別に定める事項」（所謂自己資本比率規制の第3の柱）に従い、開示するものです。

定量的な開示事項 ……………27～33

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - 信用リスクに関するエクスポージャー及び種類別の期末残高
 - 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - リスクウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
 - 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - オリジネーターの場合
 - 投資家の場合
- (6) 出資等エクスポージャーに関する事項
 - 貸借対照表計上額及び時価
 - 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
- (7) 金利リスクに関する事項

定性的な開示事項 ……………34～36

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する項目
 - リスク管理の方針及び手続の概要

- リスクウエイトの判定に使用する適格格付機関
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する項目
 - 事務リスク管理の方針及び手続の概要
 - システムリスク管理の方針及び手続の概要
 - オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- (8) 株式等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

